

# 安全マニュアル

令和5年4月

在釜山日本国総領事館

## 令和5年度版「安全マニュアル」の発行にあたって

この度、令和5年度版「安全マニュアル」を発行しました。「安全マニュアル」は、韓国で生活されるみなさま方が日常的な防犯をはじめ、事件・事故、災害等の緊急事態に備える上で、お役にたてるよう作成したものです。

緊急事態とは、地震・洪水といった自然災害のほか、軍事衝突・テロ、更には大規模デモの発生や感染症の流行など、日常生活に大きな影響を与える様々な事態が想定されます。朝鮮半島をめぐる情勢は北朝鮮の断続的なミサイル発射などが確認されており、不測の事態に対し警戒を怠らないようにする必要があります。また、近年の韓国における大規模デモや集会、更には新型コロナウイルス感染症の全世界的な拡散など、私たちが日頃から自らの安全を確保していくべき状況があります。

本マニュアルでは、緊急事態に役立つ、「在留届」の提出や携行品・非常物資の準備とともに、韓国で利用可能な「災難安全ポータル」、「EMERGENCY READY APP」といったサイト、アプリなども紹介しています。是非とも、本マニュアルを身近に置いてご活用願います。

また、新型コロナウイルス感染症に関するコーナーを総領事館のホームページのトップに設け、随時、関連情報を提供していますので、参考にしていただければと思います。

安全対策は、みなさまと協力して作り上げていくものです。「安全マニュアル」に対するご質問・ご意見があれば、領事相談メール<[ryojisodan.busan@pz.mofa.go.jp](mailto:ryojisodan.busan@pz.mofa.go.jp)>にご連絡いただければ幸いです。

令和5年4月  
在釜山日本国総領事館領事部

目次

防犯の手引き

1. 全般	1
2. 基本的な心構え	1
3. 韓国における最近の犯罪発生状況	2
(1) 最近の傾向	
(2) 主要都市・地域別の状況	
(3) 日本人の被害・加害例	
4. 防犯のための注意事項	3
(1) 住居・事業所等の対策	
(2) 生活上の対策	
(3) 主な防犯対策	
5. 交通事情	7
(1) 概要	
(2) 交通マナー	
(3) 交通事故	
(4) 運転時・歩行時の注意事項	
6. もしもトラブルにあったら	8
7. テロ対策	8

緊急事態への対処

1. 心構え	10
2. 平素の準備	10

- (1) 連絡体制の確立・整備
- (2) 情報収集
- (3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認
- (4) 携行品・非常用物資等の準備

3. 緊急時の行動……………18

- (1) 情報収集・安全確保
- (2) 安否確認
- (3) 避難・退避の行動等
- (4) 退避（帰国）後の連絡

4. その他……………21

- (1) 「民防衛」
- (2) 新型コロナウイルス感染症
- (3) その他感染症等への対策
- (4) 釜山日本人学校
- (5) ポータルサイト等

各種資料等

- (1) 日本大使館・総領事館……………23
- (2) 緊急連絡先……………23
- (3) 警察機関……………24
- (4) 消防機関……………27
- (5) 出入国管理局……………30
- (6) 病院・医療に関する相談……………30

(7) 医療機関	31
(ア) 日本語が通じる医療機関	31
(イ) 主な総合病院（日本総領事館管内）	33
(ウ) 動物病院	34
(8) 生活等に関する相談	35
(9) 韓国内の空港	37
(10) 航空会社	38
(11) 旅客船、鉄道会社等	39
(12) 遺失物相談	40
(13) 保険会社	43
(14) カード会社	44
(15) トラブルにおける韓国語	45
(16) 海外安全情報	46
(17) 退避施設	47
(18) 緊急時に備えてのチェック・リスト	49
(19) 国民行動要領	50
(20) 韓国気象庁が発表する警報・注意報	54

# 防犯の手引き

## 1. 全般

日本は世界の中でも治安の良い国の一つです。それゆえに、日本での生活に慣れ親しんだ日本人が海外へ出向いた際、予想もしない事件や事故に巻き込まれるケースが多く見受けられます。海外では、日本と違った危険も待ち構えており、常に事件や事故等と隣り合わせの環境にいるといっても過言ではありません。

韓国における近年の犯罪発生件数は、概ね横ばい傾向をたどっており、比較的安定した状況にあるといえます。しかしながら、統計によれば、殺人・強姦・性犯罪等の凶悪犯罪の人口10万人当たりの発生件数は、依然、日本よりも高い値で推移しており、防犯対策については日頃から注意しておく必要があります。

## 2. 基本的な心構え

韓国の治安状況や犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に熟知しておくことで、多くの事件、事故を防ぐことができます。外務省の「海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」では海外安全情報を掲載していますので、治安状況や安全対策等について日頃から情報を収集しておきましょう。

### ① 渡航先について十分な知識を

韓国から他国へ旅行・出張する際も、渡航先の治安状況、犯罪の傾向や手口、法律や習慣を事前に調べ、事件・事故に巻き込まれないようにしましょう。渡航前には、外務省の海外安全ホームページを参照し、渡航先の治安状況や安全対策等について必ず情報を収集しておきましょう。また、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録しておくことにより、渡航先の最新の安全情報が受け取れますので、忘れず登録してください（「たびレジ」のサイト：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）。

このほか、外務省では「海外安全アプリ」を配信しております。「海外安全アプリ」は、海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に関する情報をお届けすることを目的としたアプリです。詳しくは、「海外安全アプリ」のホームページよりご確認ください（海外安全アプリ [http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)）。

### ② 意識を「海外モード」に

事前に収集した情報を、実際の危機回避に生かすためには、意識を「海外モード」にして、注意を怠らないことが重要です。韓国は、比較的安全・安心とされていますが、生活習慣や文化、考え方・意識の違いから犯罪やトラブルに巻き込まれないようにしましょう。

### ③ 自分と家族の安全は自分たち全員で守る

犯罪等に巻き込まれないためには、「自分と家族の安全は、自分たち全員で守る」との心構えが大切です。

### ④ 予防が最良の危機管理

事件や事故、災害等に巻き込まれないように予防することが、最善かつ最重要の危機管理であることを認識し、予防のために必要な努力と経費を惜しまないようにしましょう。

### ⑤ 安全のための三原則

「安全のための三原則」とは、「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」こ



とを指します。これは、当然のように思えますが、この三原則を守って生活することは、そう簡単なことではありません。日本ででの行動形態や生活様式をそのまま海外に持ち込むと、本人が意識しているか否かにかかわらず目立ってしまい、自らを危険にさらすことになる場合があります。

- **目立たない**：必要以上に華美な服装や装飾品をつける、現地ではあまり見かけないような目立つ車に乗る、公共の場（飲食店、バーなど）で大きな声で現地の悪口を言う、政治、宗教、文化、習慣、生活環境などを批判することは、目立つばかりでなく狙われる原因にもなるので、差し控えましょう。
- **行動を予知されない**：行動のパターン化（通勤、通学、買い物、娯楽、外食の際の移動ルートや時間などの固定化）は、犯罪者やテロリストなどが狙いやすくなりますので、移動の際のルートや時間を含め、なるべくパターン化しないようにしましょう。
- **用心を怠らない**：現地での生活に慣れてくると、当初注意していた諸点を忘れがちになり、思わぬ被害に遭うことがあります。現地の治安状況は、予期せぬことが原因で大きく変化することもありますので、家族等で気持ちを引き締める機会を定期的に持ちましょう。

### ⑥ 住居の安全確保

住居は生活の基盤であり、その安全を確保することは、安全対策の中でも最も重要です。住居の安全が確保されなければ、日常生活に大きな不安が生じ、仕事に集中することもできなくなりかねません。住居の選択に際しては、安全の確保に十分に配慮しましょう。

### ⑦ 現地社会に溶け込むこと

普段から、隣人や現地コミュニティなどと良好な関係を築き、ネットワーク作りを心がけましょう。いざという時に助けを得られやすくなるとともに、情報も入手しやすくなります。当地にある「釜山日本人会」(051-246-3328)に入会することなども、有益な情報を入手する早道の一つでしょう。また、円滑なコミュニケーションを図るためにも、最低限の知識（非常時に必要となる現地の単語や表現など）を得ておくことも大切です。

隣人や現地コミュニティの「口コミ」情報は、重要な要素を含んでいることもありますが、「デマ」には注意しましょう。

### ⑧ 精神衛生と健康管理

生活環境や習慣の大きく異なる海外での生活は、長期間にわたる緊張を余儀なくされる場面も多く、精神面、肉体系の自己管理が重要です。体調の異変を感じたり、精神的に不安を覚えたりした場合は、手遅れにならないよう、早めに必要な診断等を受けましょう。

## 3. 韓国における最近の犯罪発生状況

### (1) 最近の傾向

韓国警察庁の統計によれば、2021年の犯罪発生総件数は、1,429,826件で、前年(1,587,866件)に比べ減少しました。

### (2) 主要都市・地域別の状況

主要都市・地域別の犯罪発生件数は、京畿道が357,243件で、次いでソウル特別市が257,969件となります。日本総領事館管轄地域では、釜山広域市が100,439件、慶尚南道が153,432件、大邱広域市が67,915件、蔚山広域市が29,085件となっています。

### (3) 日本人の被害・加害例

#### ① 窃盗（置き引き・スリ）

- 食事中やチェックイン等の手続きのため、一時的に所持品から目を離した隙に置き引きに遭った。
- 駅、市場、繁華街などでスリの被害に遭った。

- サウナのロッカーやクラブ等の手荷物預所にカバン等を預けたところ、盗難に遭った。
- ② 性犯罪
- チムジルバン（韓国式のサウナ）で仮眠していたところ、胸や体を触られた。
  - 夜間、すれ違いざまに体を触られた。
  - 知り合った男性と飲酒し相手を信用してついて行ったところ、店の個室に連れて行かれ、わいせつな行為をされた。
  - 路上で女性に声をかけ、肩を抱いて道を尋ねたところ、強制わいせつで訴えられ、逮捕された。
- 
- ③ 強盗、ひったくり
- 深夜、人通りの少ない路上で所持品をひったくられた。
- ④ 暴行・傷害
- 飲食店で隣の客とトラブルとなり殴られた、または殴ってしまった。
  - 交通上のトラブルから暴行を受けた。
- ⑤ 詐欺
- 飲食店で法外な料金を要求された。
  - カジノで知り合った日本人・外国人に遊興費を借りたところ、法外な利息を付加した金額の返金を求められた。
  - ネット上で知り合った韓国人に様々な名目で送金したが、その後、連絡が取れなくなった。
- 
- ⑥ 無許可、無資格の美容エステ等のトラブル
- 韓国警察によると、外国人観光客を相手に医療免許がないまま、不法な入れ墨（いわゆる「アートメイク」）の施術、無資格のマッサージ師や観光ガイドの雇用などが検挙される事例として報告されています。
- ⑦ その他のトラブル
- 「日本語はわからないだろう」との安易な考えから、街中での不用意な会話が原因でトラブルになってしまった。
  - 乗降口で電車等を待っていたら、他人が前に割り込み、口論になった。

#### 4. 防犯のための注意事項

##### (1) 住居・事業所等の対策

住居・事業所等の選定に際し、立地条件や入居者の状況、駐車場等を含め建物全体の警備・管理体制を事前に確認しましょう。

また、事業所等においては、不審な者の来訪等を防止するため、以下の措置をとることをおすすめします。

- 建物の警備担当や警備会社による警備強化
- 訪問者のチェック体制の確認
- 事務室の出入り口の施錠（常に開放状態としない）
- 出入り口付近に可燃物をできるだけ置かない
- 消火器等の配備場所の確認
- 侵入された場合の退避ルート及び退避場所の確認

##### (2) 生活上の対策

###### ① 全般

自宅周囲の環境、道路事情、地形などに慣れることが大切です。緊急時に備え、警察、消防、病院などの位置や連絡方法、最寄りの知人宅の位置、連絡先なども確認しておきましょう。

日常の行動は、現地の習慣や価値観を考慮し、派手な生活や現地の人々の反感を買うような行動は慎みましょう。

自宅周辺で不審な徴候や疑わしいことがあった場合は、直ちに警察、警備会社、アパートの警備員等に通報しましょう。

### ② 訪問者に対する注意

- 訪問者が来訪した際、アイスコップ等で訪問者や付近に不審者がいないか確認しましょう。
- 親しい知人であっても、見知らぬ人が一緒の場合や常識的でない時間帯に訪問があった際は注意しましょう。

### ③ 家族内での注意

- 家族に対する安全について話し合い、最近起きた事件などについて、普段から話し合うように心がけましょう。
- 子どもの通学路や遊び場の安全を確認し、必要に応じて保護者自らが通学の送迎等を行いましょう。
- 来訪者に対する対応、電話での対応、保護者が不在時の注意事項などを話し合っておきましょう。

### ④ 電話について

- 自宅等の電話番号は必要な人以外に教えないようにしましょう。
- 警察、消防、病院、会社等、「緊急連絡先」を自宅のわかりやすいところに貼り付けましょう。また、助けを呼ぶための言葉を韓国語で伝えられるようにしましょう（45ページ参照）。

### ⑤ 鍵等の保管

- 合鍵を含め、所在や保管場所等、鍵の管理を確実に行いましょう。
- 鍵を来訪者等の目の届く場所に放置しないようにしましょう。
- 自宅玄関が暗証番号を入力するドアの場合、開扉する際に周囲に他人がいないか注意するとともに、適当な時期に暗証番号を変更しましょう。
- 合鍵を作成する際は、信頼できる業者に依頼するとともに、自宅の住所等を教えないようにしましょう。

### ⑥ 外出に際しての注意

- 戸締まりを確実に行き、施錠漏れがないことを確認する習慣をつけましょう。
- 夜間外出時や長期不在となる場合は特に注意しましょう。
- 留守中に部屋の電灯等を付けておき、外部から留守と思わせないようにすることも一案です。
- 鍵は常に携行しましょう。鍵を玄関周辺に隠すこと、使用人等に預けておくことは望ましくありません。

### ⑦ 長期間不在とする場合

- 警備会社のサービス等の活用を検討しましょう。
- 職場の同僚や信頼できる人に自宅周辺の異常の有無の確認のほか、郵便物を郵便受けに残したままにしないよう依頼しておきましょう。
- 火災予防にも注意しつつ、タイマーや感光式スイッチ等を使用し、住居内外の照明等が作動するようにしておくことも一案です。

### ⑧ 使用人等に対する注意

- 信頼できる人から紹介を受けるなど、身元の確かな人にお願ひしましょう。韓国の事情に詳しい方から、使用人の管理・指導等についてアドバイスを受けることも一案です。
- 使用人が犯罪の手引きをする可能性もありますので、日頃から使用人の言動、態度等には注意する必要があります。
- 貴重品や現金を不用意に放置しないよう心掛けましょう。
- 使用人の自尊心を傷つけること、恨みを買うような言動・行為をしないようにしましょう。

- 使用人に対しても、来訪者に対する警戒、電話応対時の注意、家人不在時の注意事項等を徹底しておきましょう。

### (3) 主な防犯対策

治安が比較的安定し、「危険情報」が発出されていない場合でも、日本人が事件・事故に巻き込まれるケースはあります。スリ・置き引きなどの犯罪は、貴重品の管理方法、手荷物の持ち方などの基本的な対応策で被害を防ぐことができます。

#### ① 窃盗（スリ・置き引き）

旅行者を含む日本人の置き引き被害は、繁華街、空港、ホテル、駅等で多く発生しています。また、市場、地下鉄、バスの車内などではスリによる被害も多発していますので注意が必要です。

【スリ】バックや上着、ズボンの後ろポケットなどの盗まれやすいところには、貴重品を保管しないようにしましょう。また、乗り物やデパートなど、混雑している中で、体が不自然に押されたり触られたりしたときは、すぐに所持品の確認をしましょう。

【置き引き】犯罪者は「犯行の標的」のスキを窺っています。自分のことをじっと見ている人がいないか、周囲に気を付けましょう。常に貴重品から目や手を離さないようにし、見知らぬ人から不審な行為をされた場合には、毅然とした態度で対応することが必要です。

#### ② 性犯罪

路上やマンションの共用場所で強制わいせつの被害に遭うケースがあります。被害に逢わないために、身を守る手段を知ることが大切です。

特に、学校や勤務先から帰宅する時間帯に、イヤホンをつけてスマートフォンを操作しながら一人で歩いている女性が、いきなり背後から抱きつかれたり、帰宅した住人の背後に接近し、オートロックを突破する「伴連れ」でマンションに立ち入り、二人きりになったエレベーター内や誰もいない階段、廊下などで突然襲われる被害も発生しています。

「自分は大丈夫」という考えから、被害に遭うことも少なくありません。犯罪から身を守るためには「正しい防犯知識を身につけ、それを習慣づける」ことが大切です。

#### ③ 強盗

注意をしていても、犯罪に巻き込まれることもあります。海外では犯罪者の多くが凶器を所持しています。また、犯罪者はグループで犯行に及ぶこともあり、一見単独に見えても近くに仲間がいる可能性が高いので注意が必要です。

- 不審な者が敷地外等にいる場合

不審な者が敷地の外や玄関の外にいる場合には、直ちに警察、警備会社等に通報しましょう。

- 住居に侵入してきた場合

避難室がある場合には、その部屋に避難し安全を確保した後、電話等あらゆる手段を用いて警察、警備会社、アパート警備員等に通報しましょう。また、不審な者に遭遇した場合には、両手を上げ無抵抗の意思を示します。顔を見られた不審な者は凶暴になるおそれがありますので、顔を直視せず、できるだけ近づかないようにします。金品を要求された場合は、現金等をゆっくりとした動作で渡すようにします。なお、その際、後に警察に被害届を出すときに備え、犯行の状況をできるだけ記憶しておくことが大切です。

夜間の行動は特に慎重にしましょう。夜間・早朝の必要のない外出や女性の一人歩きは極力避け、近い距離であってもできるだけ交通機関を利用するようにしましょう。また、犯罪者は凶器を所持している可能性が高いため、被害に遭った際は、生命を第一に考えて行動しましょう。

### ④ 詐欺

日本人が親近感を持つような内容（日本に興味がある。日本の文化に興味がある等）を日本語で話しかけてきます。被害者以外の関係者はすべて裏でつながっている可能性が高いですので、軽々しく信用しないようにしましょう。また、近年はインターネットを使った詐欺も報告されています。

大規模な自然災害が発生した直後には、災害に便乗した義援金・寄付金を騙ったものや「オリンピックの開催」など、新たな政策・制度やその時々々の社会の出来事に便乗した振り込め詐欺等の被害が発生しています。

### ⑤ その他

#### ● 遺失物

タクシー、バス、地下鉄等の車内にバックや財布を置き忘れるなど、不注意からパスポート、財布等を紛失するケースが数多く発生しています。なお、韓国警察庁では、物をなくしたときの対処要領や警察に届けられた拾得物の画像等を掲載した「LOST 1 1 2」を運営しています（<https://www.lost112.go.kr/manyLanguage.do?langType=jp>）。

荷物から目を離さず、行動の節目では必ず所持品（貴重品）を確認するよう心がけましょう。また、タクシーの精算時に領収書をもらおうと、遺失時の問合せに有効です。

#### ● コールバン

ジャンボタクシー（JUMBO TAXI）に酷似した「コールバン」によるトラブルが報告されています。

「コールバン」とは、重い荷物や大きな荷物を持った乗客のための貨物車です。「コールバン」の料金体系は通常のタクシーとは異なっており、乗客との合意により決められるものとなっています。

このコールバンの中には「ジャンボタクシー（大型タクシー）」そっくり車体の色や外装を酷似させており、車体に「タクシー」や「VAN TAXI」と表示したり、屋根にタクシー表示灯を設置したり、料金メーターを設置したりしている（通常「コールバン」は「VAN」「CALL VAN」と表示され、料金メーターが設置されていません。）ケースもあるようです。そのため「ジャンボタクシー（大型タクシー）」と混同し、乗車後に法外な料金を請求されたという事例が報告されています。

ジャンボタクシーと「コールバン」を見分けるには、ジャンボタクシーの車体に「JUMBO TAXI」と表示されているか、ダッシュボード上に掲示されている運転手の身分証明書が実際の運転手と同一人物であることを確認すること等が必要です。

また、「コールバン」の中には扉部分に漢字やカタカナで「日本語（可能）」や「自動ドア」などの表記がなされており、日本人観光客などを目当てに営業しているケースもあるようですので、乗車前には必ず確認することが必要です。

#### ● 違法タクシー

車両は真正でありながらも偽運転手によるものや、「自家用コールタクシー」と呼ばれるレンタカーを使用した違法タクシー等も存在します。

これら違法タクシーによる被害を未然に防止するため、以下の事項に注意しましょう。

- 外装はタクシーだが、「TAXI」或いは「택시」と書かれていないタクシーに乗りしないこと。
- ダッシュボード上に掲示されている運転手の身分証明書が実際の運転手と同一人物であること。

日本人観光客・団体などを目当てに営業しているケースもあるようですので、乗車前に必ず確認しましょう。万が一、違法タクシー等に乗り乗った場合は、慌てずに早めに人通りの多いところで下車し、法外な料金を請求された場合には、車両番号を控え、警察等に相談するようにしてください。

### 5. 交通事情

#### (1) 概要

韓国では、自動車は日本と反対の右側通行です。路上でタクシーやバス等からの乗降、歩行・横断する際は十分に注意してください。また、直進信号が赤の場合でも、多くの交差点で車両等が右折してきます。

都市部の大通りでは左折禁止の交差点が多くみられます。また、バス専用レーン（青色の実線若しくは破線）が設定されている場所もあり、取締りが頻繁に行われています。

道路標識は、ハングルに併せて英語でも表記されているものの、慣れるまでは分かりづらい場合があります。

交通法規も改正される場合がありますので、事前に確認するようにしましょう。

#### (2) 交通マナー

ソウルや釜山等の都市部では交通渋滞が激しく、また、交通法規を遵守しない車両や二輪車等がみられるなど、自動車等の運転に際しては細心の注意が必要です。また、歩行者の場合、横に広がって歩く人々、横断歩道以外で道路を渡る人、信号を守らない人、道路への急な飛び出しなどがあり、注意が必要です。

#### (3) 交通事故

2021年の韓国における交通事故死亡者数は、2,916人と前年(3,081人)に比べ減少しているものの、日本(2,610人(2022年))と比較した場合、人口比において高い数値で発生しています。

その原因として、運転者、歩行者ともに信号無視など交通ルールを守らない場合が多いことや、運転が乱暴であったり、車間距離不保持、道路の構造に問題があったりすることなどに起因しているとされています。賠償請求の示談交渉等に難航する事例も散見されます。交通事故を起こしたら、まず警察に通報し、警察官立会いの下、検証を求めることが必要です。また、自身の運転の正当性を裏付けるツールとして、ドライブレコーダー（韓国では「ブラックボックス」と呼称）を装着することも有効な手段といえます。

日本人が起こした交通事故について、その原因の多くは不注意や道路事情についての不慣れ等が考えられます。運転する際は十分に注意しましょう。

#### (4) 運転時・歩行時の注意事項

生活習慣として、歩行者、車とも安全に対する配慮が日本と異なりますので、運転時・歩行時ともにバス、タクシー、乗用車、オートバイ等の動きには常に注意が必要です。

運転時には、車の全席にシートベルトの着用が義務付けられています。着用していない場合、罰則が設けられています。また、運転中の携帯電話やスマートフォンの使用・閲覧は禁止されており、いずれも違反者には反則金が科せられます。

このほか、自転車の飲酒運転にも罰則が設けられています。また、自転車運転時には、必ずヘルメットを着用するよう義務付けられています。

横断歩道にある歩行者用信号は比較的点灯時間が短いので注意が必要です。

### 6. もしもトラブルにあったら

海外に在住及び旅行される方の中には、不幸にして事故や犯罪等に巻き込まれる方も少なくありません。このような中、我が国の大使館や総領事館などの在外公館は、海外における日本人の保護や安全対策のための任務に当たっています。特に、海外で生命や身体が危険にさらされている日本人を保護することは、在外公館が優先する任務の一つです。

在外公館では、皆様が海外で抱えている問題について、様々な相談を受け付けるとともに、その解決に向けて努めております。しかしながら、外国にはそれぞれ独自の法制度があり、その国の行政・司法手続きにしたがって解決を図る必要があります。また、外国においては必ずしも日本国内と同様のサービスや救済を受けられるとは限りません。在外公館の体制や権限等の制約もあるため、在外公館ができることには自ずと限界があります。問題解決のためには、まずは皆様ご自身の努力が必要です。

万が一、犯罪被害等のトラブルに巻き込まれたら、速やかに「112」番通報（韓国警察：日本の「110」番通報に相当）や最寄りの警察署で被害の届出をしてください。

### 7. テロ対策

2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件から20年以上が経過しました。邦人に対するテロ事件は、2013年1月、アルジェリアで10名の方の尊い命が犠牲となる痛々しい事件が発生したほか、2016年7月、ダッカ（バングラデシュ）で数名の武装グループが人質をとって籠城し、邦人が被害に遭う事件が発生しており、テロの脅威に対しては、引き続き注意することが必要です。

韓国においては、1986年の金浦空港爆破事件以後、テロ事件は発生していません。しかし、イラクやアフガニスタンへの軍隊の派遣を通じてイスラム過激派組織からは幾度となくテロを警告されています。また、韓国は現在も北朝鮮と軍事的に対峙している状態にあります。2010年11月には北朝鮮による延坪島砲撃事件が発生しているほか、2015年8月には北朝鮮が韓国の京畿道漣川（ヨンチョン）郡に向けて砲撃を行い、これに対して韓国軍が応射する事件が発生しました。2018年の平昌冬季オリンピック・パラリンピック以降、朝鮮半島をめぐる情勢は比較的安定していますが、朝鮮半島情勢は予断を許さない状況が続いてきたことから、潜在的な危険性は存在するとみられています。

平素より、外務省が発出する「海外安全情報」や報道等により、最新の治安情勢や関連情報等の入手に努めるとともに、日頃から危機管理の意識を持つようにしましょう。特に、テロの標的となりやすい場所（不特定多数が集まる場所、政府・軍・警察関係施設、観光施設等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら、速やかにその場所を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

韓国におけるテロ警報及びその主な基準は、次のとおりとされています。最新の警報発令状況については、韓国対テロセンターのホームページ（<http://www.nctc.go.kr/nctc/index.do>）で確認できます。

区分	テロ警報発令の主な基準
関心	テロ発生の可能性が低い状態 ・ 韓国を対象としたテロの脅威にかかる情報を入手 ・ 国際テロの頻発
注意	テロとして発展するおそれがある場合 ・ 韓国を対象としたテロの脅威にかかる情報が具体化 ・ 国際テロ組織または関係者の国内潜入の企図
警戒	テロ発生の可能性が高い状態 ・ テロ組織が韓国を直接名指し・脅威 ・ 大規模なテロ利用手段の摘発
深刻	テロ事件の発生が確実視される状態 ・ 韓国を対象とした明白で重大なテロ情報を入手 ・ 国内でテロの企図及び事件の発生



● 不特定多数の人が集まる場所（観光施設、イベント会場、ショッピングモール、レストラン、ホテルのロビー、公共交通機関、空港のカウンター）での滞在はできるだけ短くし、不穏な動き（不審者、不審物）を察知したら、直ちにその場を離れる。



● 最近、テロの予防はこれまで以上に難しいものとなつています。海外でのテロの発生は避けられないとしても、できる限りテロに遭遇しないようにするため、また、テロに遭遇した場合に被害を最小限にとどめるため、安全対策意識を高めておくことが重要です。



### テロの被害に遭わないために

**（1）テロの被害に遭わないための事前対策**

- テロの標的となりやすい場所（車・警察施設、政府関連施設等）・時期（ラマダン期間等）を避ける。あるいは極力近付かない。
- 十分な安全対策がとられている滞在先（施設・ホテル）を選ぶ。
- 宿泊先、レストラン等では、非常口や退避ルートを確認する。
- 移動の際は人混みを避ける。防護壁になるものを見つける習慣をつける。
- 目立つ服装や行動は避ける。
- 同じ時間に同じ経路を使うといった、予測されやすい定型パターンの行動を避ける。

**（2）被害を最小限にとどめるための対策**

- 決してバックに降らない。
- 爆発音、銃撃音を聞いたら直ちに伏せる。頭部を保護する。
- 頑丈な物の陰に隠れる。
- できるだけ速やかに、低い姿勢で現場を離れる。現場には決して戻らない、近づかない。
- 避難が困難であれば隠れる。出入りにカギをかけ、バリエードをつくる。電気を消す、物音を立てない、携帯の音が鳴らないようにする等犯人に気づかれないようにする。
- 可能であれば、携帯でメッセージを送るなど、外部の援助を要請する。

安全な場所に避難した後は、できるだけ早く、現地の日本大使館や総領事館へ連絡してください。

## 緊急事態への対応

緊急事態とは、地震、洪水といった自然災害のほか、軍事衝突・テロ、さらには大規模デモの発生、感染症の流行など、様々な事態が想定されます。緊急事態が発生したとき、日本総領事館では全力で対応にあたります。皆様ご自身でも責任をもって自己の安全確保に努めることが重要ですので、心構え、緊急時の行動等について、日頃より確認しておきましょう。

### 1. 心構え

緊急事態は、いつ発生するかわかりません。緊急事態に備え、携行品等の準備をしておくとともに、家族や職場等で緊急時の連絡方法等を、あらかじめ話し合っておきましょう。特に、日頃より家族や周りの人に対して、自分の居場所を連絡しておくよう心がけるほか、日本総領事館に「在留届」を提出してください。緊急事態が発生した際の安否確認は、「在留届」をもとに行います。住居や連絡先が変更となった方は「変更届」を、また日本へ帰国することが決まった際には、「帰国届」を日本総領事館に提出してください。

緊急事態の態様によっては、早期に国外へ退避することも念頭においておく必要があります。そのためには、旅券の有効期限を確認しておくとともに、いざというときに直ちに持ち出せるよう準備してください。

緊急事態が発生するおそれがある場合、日本総領事館は邦人の保護に係る情報収集、情勢判断や対応方針・計画等を策定し、メールや緊急連絡網等を通じ、随時情報提供します。皆様におかれましては、落ち着いて行動するとともに、テレビ、ラジオ等を通じて、情報収集に努めましょう。

### 2. 平素の準備

#### (1) 連絡体制の確立・整備

##### ① 日本総領事館への届出

以下に記載する「在留届」、「変更届」、「帰国・転出届」は日本総領事館ホームページ([https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html))及び外務省ホームページ(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>)にも掲載しています。日本総領事館領事窓口での提出、郵送やメールでの提出のほか、オンライン(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>)での届け出も可能です。オンラインにより「在留届」を届け出た場合、付与されたパスワード等により本人確認が行われていますので、パスワードの管理をお願いします。

##### ● 在留届

外国に住所または居所を定めて3ヶ月以上滞在する邦人の方は、旅券法第16条により、地域を管轄する日本大使館・総領事館（在外公館）に在留届を届け出ることが義務づけられています。

事件・事故または災害等に遭遇した場合、在留届に登録された情報に基づき、当該邦人の所在地や緊急連絡先を確認し、援護活動や緊急情報の発信、日本国内の留守宅への連絡等がなされることとなります。

##### ● 変更届、帰国・転出届

在留届を提出した後、転居や同居家族が移動する等、在留届の記載事項に変更があったときや、帰国するときには、遅滞なく、在留届を提出した在外公館に変更や帰国の届出をしなければなりません。これが提出されない場合、安否確認等の邦人保護業務に支障が生じる場合があります。また、転居後の住所・居所が当初在留届を提出した在外公館の管轄区域内であっても、

安否確認等を行うための住所や連絡先が変更されることとなりますので、変更届の提出をお願いします。

② 日本人会への連絡

日本人会では、緊急の際、携帯電話の文字メールでも緊急連絡を送信することがありますので、携帯電話番号を同会事務局にご登録願います。

日本人会事務局

電話：051-246-3328

FAX：051-246-3329

メールアドレス：pusanjc@busanjp.com

在留届の登録により、緊急時に以下の情報を受けることができます。

- 携帯電話：「SMS」による安否確認（19ページ）及び緊急・安全情報
- メールアドレス：「領事メール（一般メール）」による安否確認（20ページ）及び緊急・安全情報

在留届 在外公館  
受付日付

(別記第 12 号様式)

氏名	ローマ字 (姓)	(Surname)	(Given Name)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字 (姓)	(姓)	(名)	1.男 1.長期滞在 2.女 2.永住 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
本籍	都道府県 市郡 (区) 区 町村			
職業 (該当事項に○)	1. 民間企業関係者 2. 報道関係者 3. 自由業及び専門的職業関係者 4. 留学生・研究者・教師 5. 政府関係機関職員 6. その他 ( )			
日本国 旅券番号	到着日 西暦 年 月 日			滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで
在留地の住所 又は居所	永住の方は 2999 年 12 月 31 日と記入。以下同じ			
電話	①		②	
FAX	①		②	
携帯電話	①		②	
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)	
メールアドレス	① ②			
在留地の 緊急連絡先 (日中の連絡先等)	氏名又は会社等所属先名		本人との関係	
	住所		電話	
日本国内の 連絡先	氏名		本人との関係 電話	
	住所			
日本国内の 所属先	会社等所属先名		電話	

同居家族

続柄	氏名	ローマ字 (姓)	(Surname)	(Given Name)	Mobile Number (携帯用)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字 (姓)	(姓)	(名)			1.男 1.長期滞在 2.女 2.永住 <input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②			
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)			
メールアドレス	① ②					
会社・学校等 日中の連絡先	名称 電話					
日本国 旅券番号	到着日 西暦 年 月 日			滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで		

続柄	氏名	ローマ字 (姓)	(Surname)	(Given Name)	Mobile Number (携帯用)	生年月日 西暦 年 月 日生
	漢字 (姓)	(姓)	(名)			1.男 1.長期滞在 2.女 2.永住 <input type="checkbox"/> 日本国国籍無 <input type="checkbox"/> 在留国国籍有
携帯電話	①		②			
	(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		(SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)			
メールアドレス	① ②					
会社・学校等 日中の連絡先	名称 電話					
日本国 旅券番号	到着日 西暦 年 月 日			滞在期間(未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで		

用紙の大きさは A 4

裏面に続く

同居家族 (続き)

続柄 氏 名	ローマ字 (姓・氏名と併記)	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name がある場合)	生年月日 西暦 年 月 日 生
	漢字	(姓)	(名)		1.男 1.長期滞在 □日本国国籍無 2.女 2.永住 □在留国国籍有
携帯電話	① (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		② (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		
メールアドレス	① ②				
会社・学校等 日中の連絡先	名称 電話				
日本国 旅券番号				到着日 西暦 年 月 日	滞在期間 (未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで
続柄 氏 名	ローマ字 (姓・氏名と併記)	(Surname)	(Given Name)	(Middle Name がある場合)	生年月日 西暦 年 月 日 生
	漢字	(姓)	(名)		1.男 1.長期滞在 □日本国国籍無 2.女 2.永住 □在留国国籍有
携帯電話	① (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		② (SMS 利用の有・無) (日本語環境の有・無)		
メールアドレス	① ②				
会社・学校等 日中の連絡先	名称 電話				
日本国 旅券番号				到着日 西暦 年 月 日	滞在期間 (未定の場合も予定を記入。日付は末日で可) 西暦 年 月 日まで

(裏面)

(注意事項)

1. 旅券法第 16 条の規定により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を届け出ることが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。
2. 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後、特段のご連絡を頂いておらず、更にその後 1 年間、当館にて在留が確認できない方
  - 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1 年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方
3. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関すること、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付等の領事サービスを提供する際に利用するほか、必要に応じ国際協力のために利用します。また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。
4. 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAX など可能な限りの方法で情報を提供します。

[在外公館記載欄]			
在留地からの 出発日付	(筆頭者を対象、家族単独は下記欄に記載)	移転先	
在留確認日付 (1 回目)	<input type="checkbox"/> 在留を確認 (在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明	転出 理由	1. 帰国 2. 管轄区域から転居 3. 所在不明 4. その他 ( )
在留確認日付 (転出届日)	<input type="checkbox"/> 在留を確認 (在留期間を訂正) <input type="checkbox"/> 所在不明		
在外選挙人証	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 他館にて取得済み		

(令和五年三月改正)



在留届(12号様式)  
(令和5年3月改正)

在外公館 受付日付														
<b>変更届(在留届の記載内容の変更、同居家族の追加・削除)</b>														
<b>※帰国・管轄外への転出の場合は、帰国・転出届をご提出願います。</b>														
筆頭者氏名【必須】						筆頭者生年月日【必須】								
						西暦	年	月	日					
変更発生日【必須】						西暦	年	月	日					
<b>筆頭者の記載事項に変更がある場合は、こちらにご記入下さい。 (※変更事項についてのみ記入)</b>														
本籍地			都府道県			市郡(区)			区町村					
職業 (該当事項に○)		1 民間企業関係者 4 留学生・研究者・教師				2 報道関係者 5 政府関係機関職員				3 自由業及び専門的職業関係者 6 その他( )				
日本国 旅券番号						1 長期滞在 2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国国籍有)	滞在期間 西暦 年 月 日まで						
在留地の住所 又は居所														
電話	①						②							
FAX	①						②							
携帯電話	①						②							
メールアドレス		① ②												
在留地の		氏名又は会社等所属先名						本人との関係						
緊急連絡先 (日中の連絡先)		住所		電話		FAX		email						
日本国内の 連絡先		氏名		本人との関係		住所		電話						
日本国内の 所属先		会社等所属先名						電話						
<b>同居家族の追加、削除及び記載事項に変更がある場合はこちらにご記入ください。 (※追加、削除及び変更事項についてのみ記入)</b>														
<input type="checkbox"/> (同居家族の追加)				<input type="checkbox"/> (同居家族の削除)				<input type="checkbox"/> (同居家族の記載事項の変更 (※変更事項についてのみ記入))						
続柄		氏名		ローマ字		漢字		生年月日 西暦 年 月 日						
								1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国国籍無)				
								2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国国籍有)				
携帯電話														
メールアドレス														
会社・学校等 日中の連絡先		名称		電話										
日本国 旅券番号												到着日 西暦 年 月 日	滞在期間 西暦 年 月 日まで	
裏面に続く														

続柄	氏名	ローマ字		生年月日		
		漢字		西暦	年	月 日
				1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国籍無)
				2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国籍有)
携帯電話						
メールアドレス						
会社・学校等		名称				
日中の連絡先		電話				
日本国				到着日	滞在期間	
旅券番号				西暦	年 月 日	西暦 年 月 日まで
続柄	氏名	ローマ字		生年月日		
		漢字		西暦	年	月 日
				1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国籍無)
				2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国籍有)
携帯電話						
メールアドレス						
会社・学校等		名称				
日中の連絡先		電話				
日本国				到着日	滞在期間	
旅券番号				西暦	年 月 日	西暦 年 月 日まで
続柄	氏名	ローマ字		生年月日		
		漢字		西暦	年	月 日
				1 男	1 長期滞在	<input type="checkbox"/> (日本国籍無)
				2 女	2 永住	<input type="checkbox"/> (在留国籍有)
携帯電話						
メールアドレス						
会社・学校等		名称				
日中の連絡先		電話				
日本国				到着日	滞在期間	
旅券番号				西暦	年 月 日	西暦 年 月 日まで
<p>(注意事項)</p> <p>1. 旅券法第16条の規定により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する在外公館に在留届を届け出ることが義務付けられています。また、届出事項に変更が生じたときは、必ずその旨を届け出る必要があります。</p> <p>2. 以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせていただきます。</p> <p>●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過した後、特段のご連絡を頂いておらず、更にその後1年間、当館にて在留が確認できない方</p> <p>●「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間にわたり当館から連絡がつかない方</p> <p>3. 登録いただいた情報は、皆様の生命及び身体の保護その他安全に関すること、在外公館で在外選挙人名簿登録申請受付等の領事サービスを提供する際に利用するほか、必要に応じ国際協力のために利用します。</p> <p>また、海外におられる在留邦人に関する各種統計や長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的な資料として使用することがあります。</p> <p>4. 記載していただいたメールアドレスには、届け出た在外公館から各種のお知らせを送信します。</p> <p>また、緊急事態発生など邦人の皆様の安全にかかわる危険が生じ得る場合には、メールのほか、電話、SMS、FAXなど可能な限りの方法で情報を提供します。</p>						
(令和5年3月改正)						

## 帰国・転出届(帰国・在留届提出先公館の管轄外への転居)

※管轄内の転居の場合は、変更届をご提出願います。

筆頭者氏名 <b>【必須】</b>	筆頭者生年月日 <b>【必須】</b>
	西暦                      年                      月                      日

転出理由 <b>【必須】</b>	<input type="checkbox"/> ( 帰国 <input type="checkbox"/> ( 転出(国名                      ) )
------------------	---

帰国・転出者		帰国・転出日
<input type="checkbox"/> (	家族全員 (家族全員の帰国・転出の場合、下記の記入は不要です)	西暦                      年                      月                      日
<input type="checkbox"/> (	筆頭者	西暦                      年                      月                      日
<input type="checkbox"/> (	同居家族1 氏名	西暦                      年                      月                      日
<input type="checkbox"/> (	同居家族2 氏名	西暦                      年                      月                      日
<input type="checkbox"/> (	同居家族3 氏名	西暦                      年                      月                      日
<input type="checkbox"/> (	同居家族4 氏名	西暦                      年                      月                      日

### 提出先の在外公館管轄区域に残留される家族の情報

(該当者のみ記入。残留される家族の住所や連絡先に変更がある場合は、別途変更届を提出してください)

氏名	

(2) 情報収集

平素から公共放送、インターネットなど各種情報媒体の有効活用を図り、最新の情報を入手するように心がけましょう。また、日本総領事館では、主に以下の手段を活用して情報提供していますので、ご活用ください。

① ホームページ

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

日本総領事館ホームページ [https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

② アプリケーション（海外安全アプリ）

海外で滞在される方に安全に関する情報をお届けすることを目的としたアプリケーションです。スマートフォンのGPS機能を利用し、現在地や周辺国・地域の海外安全情報を表示できるほか、任意の国・地域を「MY旅行情報」機能から選択することにより、その国等の海外安全情報が発出された場合に受信することができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。（[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)）



App Store または、  
Google Play で検索  
海外安全

③ その他

NHKの海外放送（ラジオ）でも定期的に海外の安全情報が提供されています。海外で電話やメールが使えない状況に陥ることも念頭におき、情報収集の手段としてNHK短波放送を聴取できる受信機を準備することは有効です。

「NHKワールド・ラジオ日本」のホームページは以下のとおりです（<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>）。

(3) 一時避難場所・緊急避難場所の確認

緊急事態が発生した際、日本総領事館より情報提供します。自分の安全を確保し、情報収集に努めてください。また、緊急事態に巻き込まれそうになった場合、一時的な避難場所について、ご家族等で日頃から検討しておきましょう。自分がどのような状況（勤務中、通勤途中、自宅に滞在等）でどのような事態に巻き込まれる可能性があるのかを想定し、それぞれのケースで避難場所等を予め検討しておきましょう。

国民災難安全ポータル（[http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_w eb.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_w eb.jsp)）には、韓国政府が指定する待避所が案内されています。

このほか、韓国行政安全部が提供している「EMERGENCY READY APP（英語版）」のアプリケーションにおいても、所在地から最寄りの待避所等を検索することができます。待避所には入口等に待避所のマークが標示されていますので、確認しておきましょう。



待避所の表示例

【参考】各待機所には次のような標示があります。

<p>民防衛 待避所</p>	
----------------	--

<p>地震 屋外待避所</p>	
<p>地震津波 待避所 (左) 地震津波 待避路 (右)</p>	

(4) 携行品・非常用物資等の準備

① 旅券・現金等

旅券、外国人登録証や現金等、必要最低限のものは、直ちに持ち出せるよう、保管の状況を確認しておきましょう。旅券や外国人登録証は身分を証明するものとして必要ですので、有効期間を確認しましょう。

② 備蓄物品

緊急事態が発生した際、安易に移動するより自宅で待機する方が良い場合があります。避難・退避する際の携行品とともに、自宅で待機している間の非常用食料、飲料水、医薬品等を備蓄しておくといいでしょう。

③ 避難・待避する際の携行品

緊急事態が突発的に発生した際は、安全な場所に避難・待避するための輸送手段が制限されたり、徒歩で移動する必要が生じたりすることから、避難・待避する際の携行品の準備が必要です。携行品は、直ちに持ち出せるよう、まとめて保管しておきましょう。(※ 緊急時に備えてのチェックリストを参照)

④ 短波・FMラジオ

外務省及び日本総領事館では、邦人の安全・安心のために様々な手段を用いて各種情報提供を行うべく努めています。電話・インターネット等をはじめとする他の情報通信手段が利用不可能となるような緊急事態が発生した際は、NHK国際放送「NHKワールド・ラジオ日本 (<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>)」のニュースや「海外安全情報」も有益です。なお、「NHKワールド・ラジオ日本」の放送時間帯や周波数などは、国・地域によって異なる他、年2回春と秋に周波数が変更されますので、最新の情報を確認してください。

【NHK 短波ラジオ 放送時間・周波数表】

[https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/information/brochure/pdf/radio\\_frequency\\_schedule.pdf](https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/information/brochure/pdf/radio_frequency_schedule.pdf)

**3. 緊急時の行動**

(1) 情報収集・安全確保

緊急事態が発生した際には、流言飛語に惑わされることなく的確な判断と行動を行うため、テレビ・ラジオ等から最新情報の収集に努めてください。また、危険な場所に近づかないなど、ご自身の安全を第一に確保してください。状況により、避難・退避のための集合場所等が連絡される場合もあります。

主な連絡手段は以下のとおりです。

- ホームページ（外務省海外安全ホームページ、日本総領事館及び釜山日本人会）
- 領事メール
- SMS（ショート・メッセージ・サービス）
- NHKによる放送
- 日系組織、団体の連絡網等

### (2) 安否確認

緊急事態が発生した場合には、安否確認のため、「在留届」または「たびレジ」に登録されている携帯電話に「SMS（ショート・メッセージ・サービス）」によるメッセージが送信されることがあります（送付元番号006-852-9665-7304）。メッセージを受信した際は、本文にしたがって返信してください。

電話の転送機能を利用している場合、メッセージが届かないことや返信メッセージが送信できないことがありますので、事前に設定状況等をご確認ください。

#### SMS（ショートメッセージサービス）による 安否確認について

緊急事態が発生した際、邦人の皆さまの安否を確認することは最も重要です。韓国に在留する邦人の皆さまの安否確認は、在留届に登録された連絡先（電話、FAX、携帯電話、メール）に対して行われます。携帯電話番号を登録いただくと、安否確認の際に以下のメッセージが携帯電話に送信されます（送付元番号006-852-9665-7304）。

**URGENT!! Ampi Kakunin/X mataha Y wo henshin shite Kudasai  
(Japanese Consulate)  
X HELP!  
Y BUJI**

ただし、上記「X」及び「Y」に該当する英文字はランダムに変更されます。上記メッセージを受信した際に

1. 救援・援護が必要である場合、「HELP に該当する X（またはこれに相当する英文字）」を返信してください。
2. 救援・援護が必要でない場合、「BUJI（無事）に該当する Y（またはこれに相当する英文字）」を返信してください。

日本総領事館では、皆さまの回答をもとに、安否を確認します。

「X」を返信された方に対しましては、順次、現状の確認をしますので、携帯電話を通話可能な状況にしておいてください。

在留届を提出いただいてから携帯電話番号等が変更となった場合には、速やかに「変更届」を日本総領事館にご提出願います。

また、さらに詳しい状況を把握するために、領事メールやSMS、インターネットを利用したアンケートを通じて安否確認を行うこともあります。なお、インターネットを利用したアンケート方式の安否確認は、次のとおりです。

### インターネットを利用したアンケート方式による安否確認

1. 「在留届」または「たびレジ」に登録されたメールアドレスに Gaimusho\_Anzenkakunin (gaimusho-anzenkakunin@mofa.go.jp) を送信元とするメールが送付されます。
2. 送付されたメールに掲載されているURLをクリックするとWEB上のアンケートページに移動します。アンケートの質問事項には、氏名、生年月日、旅券番号、現在の所在場所、安否状況などが想定されます。
3. アンケートに回答を入力後、返信ボタンを押して送信すれば完了です。なお、回答内容により、電話、メール、SMS等を通じ、日本総領事館より回答者に対して連絡が行われることがあります。

いずれにしましても、緊急事態が発生した際に安否確認を行うためには、メールアドレスや携帯電話番号が必要になりますので、「在留届」（3か月以上の長期滞在者の方）または「たびレジ」（3か月未満の短期滞在者の方）への登録をお願いします。

緊急事態が発生した際、日本総領事館には各種照会が殺到し、電話が通じにくくなる状況になることが懸念されます。電話回線を確認する観点から、日本人会会員のみなさまには、日本人会連絡網にある各グループ取りまとめ通報者を通じて、またその他の団体・組織に所属している方は、同団体・組織を日本総領事館に届け出ていただき、同団体組織を通じてお問い合わせください。

### (3) 避難・退避の行動等

外務省から発出される「海外安全情報（危険情報）」等に留意してください。危険情報（渡航中止勧告及び退避勧告）における対応の目安は以下のとおりです。

#### ① 「渡航は止めてください（渡航中止勧告）：レベル3」

この段階では、個人や企業等の判断により、日本への退避（帰国）等が行われることとなります。高齢者、幼児、傷病者、婦女子等は早めに退避（帰国）されるのが良いでしょう。

輸送手段は、主に定期航空便になりますが、空席の状況や居住地の地理的状況により、海路となる可能性もあります。

#### ② 「退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）：レベル4」

定期航空便や船舶が運航している間に、可能な限り早めに退避（帰国）してください。

航空便が欠航または十分な座席が確保できない場合、日本総領事館では邦人の皆様の退避のために、必要に応じ、チャーター便等のその他の輸送手段を確保すべく努めます。

なお、退避を必要とし、航空機の離発着が可能な場合、空港等には可能な限り総領事館員が派遣され、皆様の出国に対する支援を行います。空港等が閉鎖される前に退避することが重要です。

#### ③ 空港等が閉鎖された場合

空港等が閉鎖される等、出国が困難となった場合には、次のような対応になるものと想定されます。

#### (イ) 自宅や待避所での待機

次のような場合に自宅や付近の待避所で待機することが想定されます。

- 外出が禁止された場合
- 外出（集合場所への移動等を含む）が危険と判断される場合
- 安全地域への移動方法等が確定していない場合

待避所は、国民災難安全ポータルサイト（韓国語：[http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_web.jsp)）にて、韓国政府が指定する待避所が案内されているほか、現在地から周囲の待避所を検索できるアプリケーション「EMERGENCY READY APP（英語版）」もありますので、あわせてご活用ください。

### （ロ）安全地域への避難

安全地域への避難方法は、安全性、輸送容量等を総合的に判断し決定されます。集合場所等は、日本総領事館等から携帯電話、領事メール（一般メール）、SMS等を使用して情報提供する予定ですので、日本総領事館との連絡・情報入手手段を確保してください。

### （ハ）留意事項

- しばらく集合場所にて待機することも予想されます。旅券や外国人登録証のほか、退避に必要な携行品を持参してください。
- 集合場所には、可能な限り総領事館員を配置するようにいたしますので、現地では、館員の指示・誘導に従ってください。
- 自己及び家族の生命・身体の安全を第一に考えて行動してください。

### （４）退避（帰国）後の連絡

在留届を提出されている方が、日本に退避（帰国）された際には、速やかに外務省領事局海外邦人安全課（外務省代表：03-3580-3311）、または在釜山日本国総領事館領事部（領事部代表：+82-51-465-5101~3）に連絡をお願いいたします。

帰国された旨の連絡がない場合、日本総領事館では帰国された方も含めて安否確認をすることとなります。行方不明として取り扱われる場合があるほか、現地に残っている方の安否確認に遅れが生じるおそれがあります。

## 4. その他

### （１）「民防衛」

韓国においては、「民防衛」と呼ばれる訓練が定期的に行われています。

「民防衛」とは、非常事態（戦時・事変またはこれに準ずるもの）、統合防衛事態（敵からの浸透・挑発や脅威に対応するもの）、災難事態から住民の生命と財産を守るため、政府の指導のもと、住民が遂行しなければならない防空、応急的な防災・救助・復旧及び軍事作戦上の支援など、全ての自衛的活動とされており、民防衛の訓練は、全国規模で行われるもののほか、地域ごとに行われるものもあります。詳細は、国民災難ポータルサイト（[http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_web.jsp)）にてご確認ください。

### （２）新型コロナウイルス感染症

日本の外務省は、2022年10月19日に各国に対する感染症危険情報をレベル1（十分注意してください）に引き下げました。

世界の感染状況は総じて改善されてきていますが、依然として毎日多くの新規感染者や重症患者が発生しており、今後も基本的な感染症対策や、健康管理を心掛ける必要があります。ご家庭や職場において、以下の予防策を励行するようにしてください。

- ① 頻繁に手を石鹸で（無ければ水だけで）しっかり洗う。石鹸と水で手洗いできないときは、手指消毒用アルコールによる消毒を行う。
- ② 洗っていない手で、眼、鼻、口に触れない。
- ③ できるだけ人混みを避ける。また、咳、くしゃみ、鼻水など体調の悪そうな人には近付かない（できれば2メートル以上離れる）。

- ④ 感染リスクに応じてマスクを着用する。
- ⑤ 集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。これら密閉、密集、密接の「3つの密」を避けてください。

2023年3月現在、全ての海外入国者に対して実施した7日間の隔離や公共交通機関の使用制限、入国時のコロナ19陰性証明書の提出や入国後の検査義務は全て解除されています。また、韓国国内においては、「社会的距離の確保」措置も行われておらず、一部の施設を除き、屋内外でのマスク着用義務も緩和されています。

日本総領事館からは、安全情報や新型コロナウイルス感染症の関連情報（日本及び韓国の対応策、出入国の規制及び検疫）などの様々な情報を、領事メールやホームページを通じて提供しております。

領事メールを受信するためには、在留届提出の際、メールアドレスを登録する必要があります。メールアドレスを登録したにもかかわらず、領事メールを受信できない方は、当館にご連絡ください。また、身近にいる日本人の方で領事メールを受信していない方が居られる際は、在留届の提出やメールアドレスの登録につきご案内頂ければ幸いです。

感染を予防するためには、新型コロナウイルスワクチン接種後も、「手洗い」や「3密（密接・密集・密閉）の回避」、「定期的な換気」、「マスクの効果的な場面での着用」などの基本的な感染対策に心がけることが大切です。

感染が疑われる場合には、最寄りの呼吸器診療センターに連絡して受診したり、抗原検査キットでセルフチェックを行い、陽性の場合は、疾病管理庁コールセンター（TEL：1339）、若しくは最寄りの保健所に相談してください。呼吸器困難などの症状があり、迅速な対応が求められる場合は、直ちに119に連絡してください。

(3) その他感染症等への対策

2009年、メキシコや米国で確認された新型インフルエンザ（H1N1）のほか、2015年にはMERS（中東呼吸器症候群）が韓国で流行しました。また、2016年はコレラ患者が韓国内で発生したほか、鳥インフルエンザも発生しました。

感染症はどのように感染が広まるのか、流行を予測することは困難です。日頃より関係機関による発表、日本総領事館等からの情報提供のほか、報道等に留意してください。

感染症の流行時には、手洗いやうがいの励行、人混みを避ける、マスクの着用などの予防措置を講じるとともに、医療機関や予防接種等に関する情報収集に努め、感染が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診するようにしてください。

また、近年、黄砂やPM2.5等をはじめとする微小粒子状物質による高濃度の大気汚染が発生しています。高濃度の大気汚染が発生している際には、できるだけ外出を控えるとともに、外出する時にはマスクの着用等を心がけてください。

(4) 釜山日本人学校

緊急事態が発生した際、下校や休校などの措置がとられることとなりますので、学校からの連絡に従ってください。

(5) ポータルサイト等

韓国政府（行政安全部）の国民災難ポータルサイト（[http://www.safekorea.go.kr/dsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/dsiSFK/index_web.jsp)）では、「国民行動要領」等が掲載されておりますので、ご確認ください。



各種資料

連絡先やホームページ等は、変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

(1) 日本大使館・総領事館

開館時間外（休館日を含む）は、緊急電話代行サービスに自動転送（日本語対応）され、必要に応じて担当領事が対応します。

機関名	電話番号	備考
在韓国日本国大使館領事部	[電話] 大使館代表 02-2170-5200 領事部代表 02-739-7400  [FAX] 邦人援護担当 02-723-3528 査証担当 02-739-7410  24時間対応	[所在地] ソウル特別市鍾路区粟谷路6ツインタワーA棟8階 Consular setion, Embassy of Japan, TwinTree Tower A 8F, Yulgok-ro 6, jongno-gu, Seoul, Republic of Korea [その他] HP: <a href="http://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">http://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a> ツイッター: @JapanEmb.Korea  領事部メールアドレス (邦人援護) <a href="mailto:ryojsodan.seoul@so.mofa.go.jp">ryojsodan.seoul@so.mofa.go.jp</a> (査証) <a href="mailto:visa@so.mofa.go.jp">visa@so.mofa.go.jp</a>
在釜山日本国総領事館	[電話] 051-465-5104  [FAX] 051-464-1630 051-442-1622  24時間対応	[所在地] 釜山広域市東区古館路18 Consulate-General of Japan in Busan, 18, Gogwan-ro, Dong-gu, Busan, Republic of Korea [その他] HP: <a href="http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm">http://www.busan.kr.emb-japan.go.jp/jhtm/index_j.htm</a> 領事部メールアドレス <a href="mailto:ryojsodan.busan@pz.mofa.go.jp">ryojsodan.busan@pz.mofa.go.jp</a>
在済州日本国総領事館	[電話] 064-710-9500 [FAX] 064-743-5885  24時間対応	[所在地] 済州特別自治道済州市1100路3351（老衡洞、世紀Bldg, 8階） Consulate-General of Japan in Jeju, Segi Bldg 8F, (Nhoheong-dong) 3351, 1100-ro, Jeju, Republic of Korea [その他] HP: <a href="http://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">http://www.jeju.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a> 領事部メールアドレス <a href="mailto:consular@cj.mofa.go.jp">consular@cj.mofa.go.jp</a>

(2) 緊急連絡先

機関名	電話番号及び受付時間	日本語及び電話方法	概要
警察	112	可能	電話を通して日本語通訳サービスを行っており、「Japaness Please (ジャパニーズプリーズ)」と申告すると、日本語通訳者に接続され、通訳を介して電話することができます。
	無休 24時間	「Japaness Please」と申告	
消防・救急 (Help me 119)	119	可能	
	無休 24時間	「Japaness Please」と申告	

## (3) 警察機関

名称	電話	担当地区
<b>■釜山広域市</b>		
釜山地方警察庁	112 (犯罪に関する通報) 182 (上記以外の相談)	釜山市
東萊警察署		東萊区
中部警察署		中区
影島警察署		影島区
東部警察署		東区
釜山鎮警察署		釜山鎮区
西部警察署		西区
南部警察署		南区、水営区
海雲台警察署		海雲台区
沙上警察署		沙上区
金井警察署		金井区
沙下警察署		沙下区
蓮堤警察署		蓮堤区、水営区
江西警察署		江西区
北部警察署		北区
機張警察署	機張郡	
<b>■蔚山広域市</b>		
蔚山地方警察庁	112 (犯罪に関する通報) 182 (上記以外の相談)	蔚山市
中部警察署		中区
南部警察署		南区

東部警察署		東区
北部警察署		北区
蔚州警察署		蔚州郡
<b>■大邱広域市</b>		
大邱地方警察庁	112（犯罪に関する通報） 182（上記以外の相談）	大邱市
中部警察署		中区
東部警察署		東区
西部警察署		西区
南部警察署		南区
北部警察署		北区
寿城警察署		寿城区
達城警察署		達城郡
江北警察署		112（犯罪に関する通報） 182（上記以外の相談）
城西警察署	城西区	
達西警察署	達西区	
<b>■慶尚北道</b>		
慶北地方警察庁	112（犯罪に関する通報） 182（上記以外の相談）	慶尚北道
慶山警察署		慶山市
慶州警察署		慶州市
高霊警察署		高霊郡
亀尾警察署		亀尾市
軍威警察署		軍威郡
金泉警察署		金泉市

聞慶警察署		聞慶市
奉化警察署		奉化郡
尚州警察署		尚州市
星州警察署		星州郡
安東警察署		安東市
盈徳警察署		盈徳郡
英陽警察署		英陽郡
栄州警察署		栄州市
永川警察署		永川市
醴泉警察署		醴泉郡
鬱陵警察署		鬱陵郡
蔚珍警察署		蔚珍郡
義城警察署		義城郡
清道警察署		清道郡
青松警察署		青松郡
漆谷警察署		漆谷郡
浦項南部警察署		浦項市南区
浦項北部警察署		浦項市北区
<b>■慶尚南道</b>		
慶南地方警察庁	112（犯罪に関する通報） 182（上記以外の相談）	慶尚南道
昌原中部警察署		昌原市
昌原西部警察署		昌原市
馬山中部警察署		馬山市

馬山東部警察署		馬山市
晋州警察署		晋州市
金海中部警察署		金海市
金海西部警察署		金海市
梁山警察署		梁山市
鎮海警察署		鎮海市
統営警察署		統営市
泗川警察署		泗川市
巨濟警察署		巨濟市
密陽警察署		密陽市
居昌警察署	112（犯罪に関する通報）	居昌郡
陝川警察署	182（上記以外の相談）	陝川郡
昌寧警察署		昌寧郡
固城警察署		固城郡
河東警察署		河東郡
南海警察署		南海郡
咸陽警察署		咸陽郡
山淸警察署		山淸郡
咸安警察署		咸安郡
宜寧警察署		宜寧郡

（４）消防機関

名称	電話	担当地区
119 救急隊	119	全国
■釜山広域市		
釜山消防本部（代表）	051-760-3000	釜山市

安全マニュアル

中部消防署(代表)	051-760-4163	釜山市西区、中区、東区草梁洞
釜山鎮消防署(代表)	051-760-4280	釜山市釜山鎮区
東萊消防署(代表)	051-760-4380	蓮堤区、東萊区
北部消防署(代表)	051-760-4480	北区、沙上区
沙下消防署(代表)	051-760-4500	沙下区
海雲台消防署(代表)	051-760-4674	海雲台区、機張郡
金井消防署(代表)	051-760-4780	金井区
南部消防署(代表)	051-760-4880	水營区、南区
江西消防署(代表)	051-760-5080	江西区
港湾消防署(代表)	051-760-4980	影島区、港湾近隣地区
<b>■蔚山広域市</b>		
蔚山消防本部(代表)	052-229-4526	蔚山市
中部消防署	052-210-4420~3	中区
	052-210-4540~4	
南部消防署	052-220-4720~4	南区
	052-210-4842~3	
東部消防署	052-279-6320~4	東区
北部消防署	052-229-8021~4	北区
蔚州消防署	052-241-2482~6	蔚州郡
温山消防署	052-241-6621~4	蔚州郡温山
<b>■大邱広域市</b>		
大邱消防本部(代表)	053-350-4001	大邱市
中部消防署	053-601-4517	中区、南区
東部消防署	053-601-4317	東区
西部消防署	053-320-4499	西区
北部消防署	053-350-4144	北区
壽城消防署	053-780-5213	壽城区
達西消防署	053-607-2800	達西区
達成消防署	053-670-5200	達成郡上仁地区
江西消防署(代表)	053-601-4600	達成郡 13 個面
<b>■慶尚北道</b>		
慶北消防本部(代表)	054-880-6116	慶尚北道(本部:大邱市内所在)
慶州消防署	054-778-0549	慶州市
浦項北部消防署	054-260-2282	浦項市北区
浦項南部消防署	054-286-1193	浦項市南区、鬱陵郡
金泉消防署	054-436-2119	金泉市

安全マニュアル

安東消防署	054-855-8119	安東市、青松郡、英陽郡
亀尾消防署	054-440-0143	亀尾市
栄州消防署	054-633-0333	栄州市、奉化郡
永川消防署	054-333-0119	永川市
尚州消防署	054-530-3756	尚州市
聞慶消防署	054-559-1835	聞慶市
慶山消防署	053-811-1119	慶山市
義城消防署	054-830-7701	義城郡、軍威郡
盈徳消防署	054-730-1512	盈徳郡
清道消防署	054-370-8214	清道郡
醴泉消防署	054-650-3414	醴泉郡
高霊消防署	054-954-4119	高霊郡
星州消防署	054-930-5561	星州郡
漆谷消防署	054-970-2714	漆谷郡
蔚珍消防署	054-783-0119	蔚珍郡
<b>■慶尚南道</b>		
慶南消防本部(代表)	055-211-5311	慶尚南道(本部:昌原市所在)
晋州消防署	055-760-9251	晋州市
金海東部消防署	055-320 - 9281~3	金海市
金海西部消防署	055-344-9215	金海市長有、栗下
泗川消防署	055-830-9211	泗川市
統営消防署	055-640-9216	統営市
密陽消防署	055-350-9237	密陽市
巨済消防署	055-689-9281	巨済市
梁山消防署	055-389-9255	梁山市
咸安消防署	055-580-9215	咸安郡、宜寧郡
昌寧消防署	055-259-9215	昌寧郡
固城消防署	055-670-9252	固城郡
南海消防署	055-860-9212	南海郡
河東消防署	055-880-9252	河東郡
咸陽消防署	055-960-9211	咸陽郡
居昌消防署	055-940-9215	居昌郡
陝川消防署	055-930-9212	陝川郡
山清消防署	055-970-9211	山清郡
宜寧消防署	055-570-9215	宜寧郡

安全マニュアル

昌原消防本部	055-548-9252	昌原市
昌原消防署	055-211-9256	昌原市
馬山消防署	055-249-9254	昌原市馬山合浦区・馬山会原区

(5) 出入国管理局

事務所名	電話番号
釜山出入国・外国人庁	051-461-3091~5
金海空港出入国・外国人事務所	051-979-1300
蔚山出入国・外国人事務所	052-279-8024
昌原出入国・外国人事務所	055-981-6000
外国人総合案内センター	(局番なし) 1345
仁川空港出入国・外国人庁	(第1ターミナル) 032-740-7391~2 (第2ターミナル) 032-740-7361~2
済州出入国・外国人庁	064-741-5411~6
華城外国人保護所	031-8055-7000
出入国・外国人支援センター	(平日) 032-745-3300 (休日) 032-745-3371

(6) 病院・医療に関する相談

機関名	電話番号及び受付時間	日本語	概要
119コールセンター	119	可能	「Japanese Please (ジャパニーズプリーズ)」と申告すると日本語通訳者に接続され、「医療相談、病院及び薬局の案内」を受けることが可能。
	無休 24時間		
疾病管理庁コールセンター	1339 24時間	0900-1800 外国人総合案内センター (1345)、または韓国観光公社観光案内センター(1330)との三者通話が可能	主な感染症に関する相談や措置の案内。カカオトーク(KCDC: 疾病管理本部)も対応。 <a href="http://www.cdc.go.kr/index.es?sid-a2">http://www.cdc.go.kr/index.es?sid-a2</a>

(7) 医療機関

(ア) 日本語が通じる医療機関

● ソウル地区

病院名	電話番号	住所等
カリック大学校 ソウル聖母病院 国際診療センター	02-2258-5747 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市瑞草区盤浦大路222 【交通】地下鉄3号線・7号線・9号線「高速バスターミナル駅」下車4番出口から徒歩5分、3番出口からシャトルバス利用。または地下鉄2号線「瑞草駅(ソチョ)」7番出口でシャトルバス利用 【HP】 <a href="http://www.cmcseoul.or.kr/jp.common.main.main.sp">http://www.cmcseoul.or.kr/jp.common.main.main.sp</a>
	平日 08:30-17:00	
延世大学校 新村セブランス病院 国際診療センター	02-2228-5801 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市西大門区延世路50-1 【交通】地下鉄2号線「新村(シンチョン)駅」下車3番出口から徒歩8分 【HP】 <a href="https://sev.severance.healthcare/sev-jp/index.do">https://sev.severance.healthcare/sev-jp/index.do</a>
	平日 08:30-17:30	
建国大学病院 国際診療センター	02-2030-7227 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市廣津区陸洞路120-1 【交通】地下鉄2,7号線「建大入口(コンデイック)駅」3番出口からすぐ 【HP】 <a href="https://ihc.kuh.ac.kr/japanese/index.asp">https://ihc.kuh.ac.kr/japanese/index.asp</a>
	平日 08:30-17:30	
順天郷大学校付属 ソウル病院 国際診療センター	02-709-9158 (日本人担当)	【住所】ソウル特別市龍山区大使館路59 【交通】京義中央線「漢南(ハンナム)駅」出口から徒歩5～7分 【HP】 <a href="http://international.schmc.ac.kr/seoul/jpn/index.jsp">http://international.schmc.ac.kr/seoul/jpn/index.jsp</a>
	平日 09:00-17:00 土曜日 08:00-12:00	
ソウル峨山(アサン)病院 国際診療センター	02-3010-1192 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市松坡区オリンピック路43キル88 【交通】地下鉄2号線「蚕室(チャムシル)ナル」駅1番出口から徒歩10分または1番出口でシャトルバス利用 【HP】 <a href="http://jpn.amc.seoul.kr/gb/lang/jpn/main.do">http://jpn.amc.seoul.kr/gb/lang/jpn/main.do</a>
	平日 08:30-17:00	
H PLUSヤンジ病院 付属国際病院	070-4665-9020 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市冠岳区南部循環路1636 【交通】地下鉄2号線「新林(シンリム)駅」1番出口から徒歩5分 【HP】 <a href="http://jpn.newyjh.com/">http://jpn.newyjh.com/</a>
	平日 08:30-12:30 13:30-17:30 土曜日 08:30-12:30	
ロハス医院	02-790-7470 (日本人対応)	【住所】ソウル特別市龍山区二村路264, 305号 【交通】地下鉄4号線「二村(イチョン)駅」4番出口または3-1番出口から徒歩5分 【HP】 <a href="http://www.lohascare.org/index.asp">http://www.lohascare.org/index.asp</a>
	平日 09:00-13:00 14:00-18:00 土曜日 09:00-14:00	
※その他、ソウル市内(特に龍山(ヨンサン)区)の二村(イチョン)路の周辺)には、日本語が可能な個人病院等が存在します。		

● 京畿道地区

病院名	電話番号	住所等
亜州大学病院 国際診療センター	031-219-5546 (日本人対応)	【住所】京畿道水原市霊通区ワールドカップ路164 【交通】地下鉄1号線「水原(スウォン)駅」4番、5番出口からバス10分 【HP】 <a href="http://hosp.ajoumc.or.kr/">http://hosp.ajoumc.or.kr/</a>
	平日 08:00-17:00	

## 安全マニュアル

### ● 釜山地区

病院名	電話番号	住所等
(総合病院) 国立釜山大学校病院	051-240-7472 (国際医療センター)	釜山広域市西区九徳路179
(総合病院)海雲台白病院	051-797-0566 (国際医療センター)	釜山広域市海雲台区海雲台路875
(総合病院)チョン康安病院	051-625-0900	釜山広域市水営区水営路493
(総合病院)海雲台フミン病院	1670-0082	釜山広域市海雲台区海雲台路584
(内科)キム・ギョング内科	051-468-4735	釜山広域市東区中央大路227
(内科)ゴヨ医院	051-753-2477	釜山広域市水営区虎岩路6
(産婦人科) クオン・キョンジャ産婦人科医院	051-335-3355 051-335-3356	釜山広域市北区白楊大路1204

(産婦人科)チョン文化病院	051-644-2002	釜山広域市東区凡一路119
(小児科)大東病院	051-554-1233	釜山広域市東萊区忠烈大路187
(小児科) 朴小児青少年科医院	051-468-0362	釜山広域市東区草梁上路92
(歯科)釜山Ye歯科医院	051-741-7790 (日本人対応)	釜山広域市海雲台区海雲台路409
(歯科)プライトン歯科医院	051-744-2860	釜山広域市海雲台区センナム南路59
(歯科)DENTAPIA歯科医院	051-819-3000	釜山広域市釜山鎮区凡一路133
(痔疾)愛の外科	051-756-4488	釜山広域市水営区水営路535
(耳鼻咽喉科) キム・ホンヒ耳鼻咽喉科医院	051-245-0521	釜山広域市中区光復中央路35
(眼科)聖母眼科医院	051-740-3388	釜山広域市海雲台区海雲台路409-1
(眼科)ABC眼科	051-816-7582	釜山広域市釜山鎮区伽耶大路769
(皮膚科)コウンセサンキム・ヤンジェ 皮膚科医院	051-805-1004	釜山広域市釜山鎮区中央大路686
(整形外科)ナル整形外科	051-701-5151	釜山広域市海雲台区海雲台路774番地11
(成形外科)She's成形外科	051-678-4216	釜山広域市中区中央大路2
(韓医院)タルマジ韓方医院	051-746-7711	釜山広域市海雲区 タルマジキル117番地ガキル149
(韓医院)(韓方美容) 人土本(イントボン)韓医院	051-714-5853 (日本人対応)	釜山広域市釜山鎮区伽耶大路784番29
(薬屋)ジト薬局	051-469-9693	釜山広域市中区中央大路81番8

● 済州地区

病院名	電話番号	住所等
済州大学付属総合病院	(代)064-717-1114 (急)064-717-1903	済州市我欄13ギル15
漢拏病院	(代)064-740-5000 (急)064-740-5159	済州市道令路65
韓国病院	(代)064-750-0000 (急)064-750-0119	済州市西光路193
西帰浦医療院	(代)064-730-3000 (急)064-730-3001	西帰浦市チャンス路47
S-中央病院	(代)064-786-7000 (急)064-786-7777	済州市月朗路91
ハンマウム病院	(代)064-750-9000 (急)064-750-9119	済州市蓮新路52

● その他の地区

病院名	電話番号	住所等
[大邱] 大邱医療観光総合案内センター	053-253-1565	大邱広域市中央区達区伐大路2033
[蔚山] グッドモーニング家庭医学科医院	052-277-0212	蔚山広域市中央区茶雲路46
[慶州] (総合病院) コッマウル慶州韓方病院	054-775-6600	慶州市鮑石路924
[馬山] (内科) キム・ヒヨンギ内科医院	055-246-4720	昌原市馬山合浦区仏宗距離路11

(イ) 主な総合病院 (日本総領事館管内)

地区	病院名	所在地	電話番号
釜山	釜山大学校病院 (부산대학교병원)	釜山広域市西区九徳路 179	(051) 240-7472~3 【国際診療センター】
	東亜大学校病院 (동아대학교병원)	釜山広域市西区大新公園路 26	051-240-2400
	仁済大学校釜山白病院	釜山広域市釜山鎮区福祉路 75	(051) 890-6115 【国際 診療クリニック】

安全マニュアル

	(인제대학교부산백병원)		
	メリノール病院 (메리놀병원)	釜山広域市中央区中区路 121	(051) 465-8801
	釜山聖母病院 (부산성모병원)	釜山広域市南区龍湖路 232 番道 25-14	051-933-7066 【国際医療センター】
	B H S 韓瑞病院 (한서병원)	釜山広域市水営区水営路 615	(051) 756-0081
梁山	梁山釜山大学校病院 (양산부산대학교병원)	梁山市勿禁邑金梧路 20	055-360-2011
蔚山	蔚山大学校病院 (울산대학교병원)	蔚山広域市東区方魚津循環道 路 877	052-250-7000
昌原	三星昌原病院 (삼성창원병원)	昌原市馬山会原区八龍路 158	(055) 233-8899
晋州	慶尚国立大学校病院 (경상국립대학교병원)	晋州市江南路 79	055-750-8000
浦項	浦項聖母病院 (포항성모병원)	浦項市南区大岑東キル 17	(054) 272-0151
龜尾	順天卿大学校龜尾病院 (순천향대학교구미병원)	龜尾市 1 工団路 179	(054) 468-9114
大邱	嶺南大学校病院 (영남대학교병원)	大邱広域市南区顯忠路 170	1522-3114
	啓明大学校東山病院 (계명대학교동산병원)	大邱広域市達西区達句伐大路 1 035	1577-6622
	慶北大学校病院 (경북대학교병원)	大邱広域市中央区東徳路 130	1666-5114
	大邱カトリック大学校病院 (대구가톨릭 대학교병원)	大邱広域市南区頭流公園 17 キ ル 33	053-650-4715 ~ 7 【Int'l Team】

(ウ) 動物病院

釜山	マリンシティ動物病院 (마린시티동물병원)	獣医科 (日本語可)	釜山広域市海雲台区マリンシティ 3 路 2 3 (オレンジプラザ 3 階)	(051) 747-7407
	リン動物病院 (린동물병원)	獣医科 (日本語可)	釜山広域市 東萊区 中央大路 1 3 8 1 番キル 4 3、2 階	(051) 514-2470

(8) 生活等に関する相談

機関名	電話番号及び 受付時間	日本語 通話方法	概要
ソウル グローバル センター	02-2075-4180	アナウンス後 「3」番を選択	ソウルで暮らす外国人の生活支援(無料法律 相談(事前予約により平日14:00-17:00)、語 学研修の実施、行政サービス、出入国管理相 談、ビジネス文化活動)を実施。 二村(イチョン)、延南(ヨンナム)、梨泰院(イテウ ン)、西来(ソレ)、衿川(クムチョン)、城北(ソプ ク)、駅三(ヨクサム)にはグローバルビレッジセンター がある。
	平日 9:00-18:00		
外国人 総合案内 センター	1345	アナウンス後 「6*」番を選択	再入国など出入国手続き、外国人登録、滞 留期間の延長及び滞留資格変更、招待、 国籍及び帰化、社会統合プログラム、結婚移 民者ネットワークなどの問合せに対応
	平日 9:00-18:00		
ダサン (DASAN) コールセンター	ソウル市内: 120 ソウル市外 : 02-120	アナウンス後 「9」番→「3」番を 選択	日本語が通じない機関へ問い合わせたい 時の三者通話サービス ● 公共機関の電話番号が知りたい ● 韓国で車の運転免許証を取得したい ● 病院で医師に症状を伝えたい ● 日本語サービスが可能な弁護士の紹介を 希望する場合
	平日 9:00-18:00		
ダヌリ (DANURI) コールセンター	1577-1366	「ジャパニーズフリス 」と話す。	移住外国人女性に対する家庭内暴力、性 暴力、売春など緊急な状況におかれ、暴力 の被害を受けている移住外国人女性に365 日ホットラインを通じて母国語での相談、通訳 を提供。電話による3者通話も可能。 外国人の語学教育、通訳・翻訳支援、育児 支援、起業・就職支援も実施。 アプリケーションはGoogle Playストア、AppleのApp Storeで「DANURI」で検索。
	無休 24時間		

メディカルコア	1577-7129	アナウンス後 「2」番を選択	医療通訳サービス(三者通話(無料)・派遣(有料))・医療機関の紹介・医療裁判及び相談・医療付加価値税金の還付等の情報提供。メールでの相談にも対応。 【メール】 <a href="mailto:medicaltourism@knto.or.kr">medicaltourism@knto.or.kr</a>
	平日 9:00-18:00		
韓国 観光公社 コールセンター	1330	アナウンス後 「3」番を選択	観光通訳案内士の資格を持った専門の観光案内職員が、観光地、交通、宿泊、ショッピング、イベント情報など、観光に必要な情報を案内。 韓国を旅行中、飲食店やタクシーなどで不当な料金を請求されたというような苦情を電話、メール、ファックス等に対応。 <a href="https://www.touristcomplaint.or.kr/jp/gate">https://www.touristcomplaint.or.kr/jp/gate</a> 【メール】 <a href="mailto:tourcom@knto.or.kr">tourcom@knto.or.kr</a> 【FAX】033-738-3734
	無休 24時間		
ウエスタン ユニオン ジャパン	+61-2-9226-9554	直接通話可能	国際送金サービス。送金手続き完了後、短時間で受取りが可能。送金は、日本全国にある取扱店舗、ファミリーマートに設置のFamiポート、セブン銀行のATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングから可能。 送金に際し、事前に登録が必要な場合があるので注意が必要。
	無休 9:00-22:00		
出入国 在留 管理庁 (日本)	+81-3-5796-7112	直接通話可能	日本への出入国及び在留手続きに関する各種問い合わせ及び日本に移住する際の相談窓口として下記センターを開設。  「ワンストップ型相談センター」 電話 81-3-3202-5535 営業 平日(09:00-16:00 / 2,4水曜日は休)
	平日 8:30-17:15		

(9) 韓国内の空港

● 仁川空港

機関名	電話番号	参考事項
空港利用案内(Help Desk)	1577-2600	【海外から】82-2-1577-2600
空港警察隊 盗難・犯罪通報	032-745-5561	
医療センター	032-743-3119	第1旅客ターミナル
	032-743-7080	第2旅客ターミナル
遺失物管理所	032-741-3110, 3114	第1旅客ターミナル
	032-741-8988, 8989	第2旅客ターミナル
火災通報	119 032-741-2119	消防本部
対テロ状況室 (テロ通報、爆破物通報)	032-741-4949	第1旅客ターミナル
	032-741-0202	第2旅客ターミナル
動・植物検疫所	032-740-2660	第1旅客ターミナル
	032-740-2028, 2029	第2旅客ターミナル
水産物検疫所	032-740-2981	第1旅客ターミナル
	032-740-2971	第2旅客ターミナル
税関案内	032-722-4422	第1旅客ターミナル
	032-723-5150, 5151	第2旅客ターミナル
出入国管理事務所	032-740-7400	第1旅客ターミナル
	032-740-7361	第2旅客ターミナル

● 金浦空港 (ソウル特別市)

機関名	電話番号	参考事項
空港総合案内	1661-2626	
金浦空港警察隊	02-3439-5622	
金浦税関	02-6930-4905	
出入国管理事務所	02-2664-6205	
検疫所	02-2663-7932	
動・植物検疫所	02-2664-2601	
交通案内	1661-2626	
集荷物保管所(国内線)	02-2664-5933	国内線1階
集荷物保管所(国際線)	02-2664-9001	国際線1階

● 金海空港 (釜山広域市)

機関名	電話番号	参考事項
空港利用案内	1661-2626	
金海空港警察隊	051-974-2432 051-974-2403	国際線 国内線
金海空港消防隊	051-974-3119	
金海空港税関	051-899-7200	
金海空港出入国管理事務所	051-979-1333 051-979-1353	入国用 出国用
金海空港検疫所	051-973-1922	
植物検疫所	051-971-4991	農林畜産検疫本部嶺南地域本部 金海空港事務所
空港医療センター	051-974-2888	

安全マニュアル

(10) 航空会社

名称	電話	備考
金海空港 (国際・国内線/代表)	(局番なし) 1661-2626	
日本航空 (釜山支店)	051-469-1215	
大韓航空 (全国共通/代表)	(局番なし) 1588-2001	
大韓航空 (金海空港)	051-970-3226	国際線 2F
アジアナ航空 (代表)	02-2669-8000	
エア釜山 (代表)	(局番なし) 1666-3060	(海外から) +82-70-7997-3060
エア釜山 (金海空港)	051-974-8618	国際線 3F
チェジュ航空 (代表)	(局番なし) 1599-1500	
チェジュ航空 (金海空港)	070-7420-1539	
ジンエアー (代表)	(局番なし) 1600-6200 02-6099-1200	
ジンエアー (金海空港)	051-905-9301~5	
ティーウェイ航空 (代表)	(局番なし) 1688-8686	
ティーウェイ航空 (金海空港)	070-5204-5081	
エアソウル (代表)	(局番なし) 1800-8100	
エアソウル (金海空港)	051-974-0821	
中国東方航空 (金海空港)	051-973-8254	
中国東方航空 (大邱空港)	053-986-0330	
中国国際航空 (釜山支店)	051-463-6888	
中国国際航空 (金海空港)	051-971-6888	
中国南方航空 (釜山支店)	051-469-9075	
中国南方航空 (金海空港)	051-972-9075	
フィリピン航空 (代表)	(局番なし) 1544-1717	
フィリピン航空 (金海空港)	051-941-7300	
ベトジェットエア (釜山支店)	051-714-4197	
ベトジェットエア (金海空港)	051-714-2904	
中華航空 (釜山支店)	051-462-8885	
中華航空 (金海空港)	051-972-1513	
シンガポール航空 (金海空港)	070-4278-6522	
セブパシフィック航空/タイガーエ ア台湾/ピーチ航空 (釜山支 店)	051-462-0686	
セブパシフィック航空/タイガーエ ア台湾/ピーチ航空 (金海空 港)	051-973-4030	
ベトナム航空 (釜山支店)	(局番なし) 1577-9908	
ベトナム航空 (金海空港)	051-941-6568	
エアアジア (金海空港)	051-972-4333	

## 安全マニュアル

### (11) 旅客船、鉄道会社等

名称	電話	船名(航路)	備考
国際旅客ターミナル(代表)	051-400-1200		臨時休航 ビートル(釜山-対馬) コピー オーシャンフラワー
J R九州高速船(代表)	051-469-0778 (福岡) +81-92-281-2315	ビートル(釜山-博多/釜山-対馬)	
未来高速(代表)	1599-0255	コピー(釜山-博多/釜山-対馬)	
スターライン(代表)	1599-0255	ニナ(釜山-対馬)	
大垂高速海運(代表)	051-465-1114	オーシャンフラワー(釜山-対馬)	
大垂高速海運(営業部)	1644-9604		
高麗フェリー(代表)	1688-7447 (福岡) +81-92-262-2323	ニューカメリア(釜山-博多)	
釜関フェリー(代表)	051-463-3161 (下関) +81-83-224-3000	はまゆう、ソルビ(釜山-下関)	
釜関フェリー(予約関連)	051-464-2700		
パンスターライン(代表)	1577-9666 1577-9996	パンスタードリーム(釜山-大阪/釜山-対馬)	
韓国鉄道公社(釜山慶南本部代表)	1544-7788		
釜山交通公社(地下鉄:安全防災業務 総括)	1544-5005		
大邱都市鉄道公社(代表)	053-643-2114		

※ 日本から韓国内へ、韓国から日本国内の事務所へかける場合は、それぞれ国番号が必要です。

「+81」は日本の国番号、「+82」は韓国の国番号です。

※ 航路の変更や運休等の状況については、各海運会社へお問合せください。

(12) 遺失物相談

● ソウル地区

機関名	電話番号	参考事項
仁川国際空港(遺失物管理所)	第1ターミナル032-741-3114	日本語可能 (アナウンス後「1」番選択)
	第2ターミナル032-741-8988	
金浦空港(紛失物センター)	02-2660-4097	
バス遺失物センター	02-415-4101	ソウル特別市 バス運送事業組合 ( <a href="http://www.sbus.or.kr">http://www.sbus.or.kr</a> )
ソウルタクシー遺失物センター	02-2033-9200	ソウルタクシー運送事業組合 ( <a href="http://www.stj.or.kr">http://www.stj.or.kr</a> )
ソウル個人タクシー遺失物センター	02-2084-6300	ソウル個人タクシー運送事業組合 ( <a href="http://www.spta.or.kr/">http://www.spta.or.kr/</a> )

● 主要な鉄道遺失物センター

鉄道会社	駅名	電話番号	参考事項
ソウルメトロ	1,2号線	市庁(シチョン)	平日 09:00-18:00  ( <a href="http://www.seoulmetro.co.kr/kr/page.do?menuIdx=541">http://www.seoulmetro.co.kr/kr/page.do?menuIdx=541</a> )
	3,4号線	忠武路(チュンムロ)	
	5,8号線	往十里(ワンシムニ)	
	6,7号線	泰陵入口(テルンイック)	
ソウルメトロ	9号線	銅雀(トンジャク)	平日06:00-24:00 休日07:00-23:00
		総合運動場	平日09:00-18:00

広域電鉄 (KORAIL) 遺失物取扱 指定駅	京釜線	餅店(ピョンジヨン)	031-234-7788	1544-7788
	京仁線	九老(ク)	02-869-0089	
	京元線	光云大(クアンウンデ)	02-917-7445	
	京義中央線	陵谷(ヌゴク) 清涼里(チョンニヤンニ)	031-974-7788 02-3299-7208	1544-7788
	京春線	上鳳(サンボン) 春川(チュンチョン)	02-432-7783 033-241-7758	
	一山線	大谷(テゴク)	031-965-8516	
	安山線	安山(アンサン)	031-491-7790	
	盆唐線	竹田(チュクジヨン)	031-896-9791	
	水仁線	松島(ソト)	031-8077-5593	
韓国鉄道公社 (KORAIL) 主な取扱駅	京釜線	ソウル	02-755-7108	
		永登浦	02-2639-3320	
		大田(テジヨン)	042-259-2416	
		大邱(テグ)	053-940-2318	東大邱(トンテグ) 053-940-2222
		釜山(プサン)	051-440-2641	
	京元線	光云大(クアンウンデ)	02-917-7445	
		議政府(ウィジヨンブ)	031-872-7788	
	京義線	文山(ムンサン)	031-952-7788	
	長項線	長項(チャンハン)	041-956-7788	
	中央線	慶州(キョンジュ)	054-743-4114	
		安東(アントン)	054-851-5214	
		清涼里(チョンニヤンニ)	02-3299-7208	

安全マニュアル

韓国鉄道公社 (KORAIL) 主な取扱駅	慶全線	馬山(マサン)	055-293-7788	
	京春線	春川(チュンチョン)	033-241-7758	
	慶北線	店村(ジヨムチョン)	054-555-7788	
	東海線	浦項(ポハン)	054-701-7607	
	嶺東線	江陵(カンヌン)	033-520-8377	
仁川交通公社	仁川線	仁川市庁(インチョンシチョン)	032-451-3650	07:00-23:00
SRT		水西(スィ)	02-6177-8245	1800-1472
		東灘(ドンタン)	031-328-9502	
SRT		芝制(チセ)	031-646-8805	
A' REX	空港鉄道	仁川空港 黔岩(コナム)	032-745-7490 032-745-7777	1599-7788
DX LINE	新盆唐線	良才(ヤンジエ)	031-8018-7777	
龍仁軽電鉄	エバーライン	三街(サムガ)	031-329-3551	
議政府軽電鉄			031-820-1004	
牛耳新設軽電鉄		ソルハッ公園	02-3499-5590	
ソウル市大衆交通・ 統合紛失物センター			120又は1330	タサンコールセンター

● 釜山地区

機関名	電話番号	参考事項
釜山地方警察庁遺失物センター	051-868-0899	警察庁遺失物統合ポータル (日本語有り) <a href="https://www.lost112.go.kr">https://www.lost112.go.kr</a>
西部バスターミナル営業課遺失物センター	(局番なし) 1577-8301	西部バスターミナル1階 ターミナル内の遺失物だけ扱う。 (AM9時～PM6時)
釜山広域市バス運送組合	051-491-4500	釜山広域市バス運送組合 <a href="http://www.busanbus.or.kr">http://www.busanbus.or.kr</a> 月-金 AM9時～PM6時
金海空港紛失物保管所	051-974-3776	国際線1階 年中09:00～22:00 (12:00～13:00、18:00～19:00は 未運営) 空港内の遺失物だけ扱う。
釜山交通公社遺失物サービスセンター (地下鉄)	051-640-7339 (月-金 AM9時～PM6時) 051-804-7339 (上記以外)	釜山交通公社 <a href="https://www.humetro.busan.kr">https://www.humetro.busan.kr</a>
釜山タクシー運送社業組合	051-462-4651	釜山タクシー運送社業組合 <a href="http://www.bstaxi.co.kr">http://www.bstaxi.co.kr</a>
釜山個人タクシー運送社業組合	051-500-8500	

● 済州地区

機関名	電話番号	参考事項
済州地方警察庁	064-798-3147	担当 生活秩序係
済州東部警察署	064-750-1318	担当 生活秩序係
済州西部警察署	064-760-1318	担当 生活秩序係
西帰浦警察署	064-760-5319	担当 生活秩序係
済州自治警察団	064-710-8901	担当 生活安全係

※警察庁遺失物総合案内「LOST112」（www.lost112.go.kr）からも検索することができます。

（13）保険会社

名称	電話	備考事項
三井住友海上	001-800-65119119 +81-3-3497-0915 (有料、コレクトコール可)	<a href="https://www.ms-ins.com/contractor/emergency/kairyu/0001.html">https://www.ms-ins.com/contractor/emergency/kairyu/0001.html</a>
損保ジャパン日本興亜	0120-08-1572 018-888-9547 (有料)	<a href="https://www.sjnk.co.jp/covenant/acontact/travel/">https://www.sjnk.co.jp/covenant/acontact/travel/</a>
ジェイアイ傷害火災保険	0120-395-470	<a href="https://www.jihoken.co.jp/">https://www.jihoken.co.jp/</a>
AIG損保	0120-04-1799	<a href="http://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact">http://www.aig.co.jp/sonpo/service/contact</a>
あいおいニッセイ同和損保	001-800-65-853024 0120-853-024	<a href="http://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/dialing_service.html">http://www.aioinissaydowa.co.jp/contact/accident/dialing_service.html</a>
Chubb損害保険	0120-071-313	<a href="https://www.chubb.com/jp-jp/contact-us.html">https://www.chubb.com/jp-jp/contact-us.html</a>
東京海上日動火災	0120-119-110	<a href="https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/contact/">https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/contact/</a>

(14) カード会社

カード名	窓口名称	連絡先
アプラスカード <sup>®</sup>	緊急エマージェンシーライン	+81-3-3865-4751
アメリカンエクスプレスカード <sup>®</sup>	グローバルホットライン	00798-651-7032
イオンカード <sup>®</sup>	クレジットカード <sup>®</sup> 紛失受付係	00798-81-1-0687
オリコカード <sup>®</sup>	紛失盗難受付ダイヤル	+81-11-700-2952
ジャックスカード <sup>®</sup>	紛失・盗難専用ダイヤル	+81-3-6758-0707
セゾンカード <sup>®</sup>	セゾンカード紛失受付係	00798-81-1-6467
ダイナースクラブカード <sup>®</sup>	ダイナースクラブコールセンター	+81-3-6770-2796
セディナカード <sup>®</sup>	紛失・盗難ダイヤル	00798-81-1-0660 +81-3-5638-3511
三井住友カード <sup>®</sup>	カード紛失盗難受付デスク	001-800-12121212 +81-3-6627-4067
ライフカード <sup>®</sup>	エマージェンシーライン	+81-3-3431-1037
楽天カード <sup>®</sup>	紛失・盗難専用ダイヤル	+81-92-474-9256
MUFGカード <sup>®</sup>	海外盗難・紛失専用ダイヤル	001-800-02491468 +81-52-249-1468
NICOSカード <sup>®</sup>	ハローデスク緊急センター	001-800-860860-99 +81-3-3514-4091
JCBカード <sup>®</sup>	紛失盗難受付デスク	001-800-00090009 002-800-00090009 +81-422-40-8122
	(JCBプラザラウンジ・ソウル)	02-755-4977
UCカード <sup>®</sup>	UC海外なくしてもホットライン	001-800-80058005 +81-3-5996-9130

※「+81」は日本にアクセスするための日本の国番号です。

## 安 全 マ ニ ュ ア ル

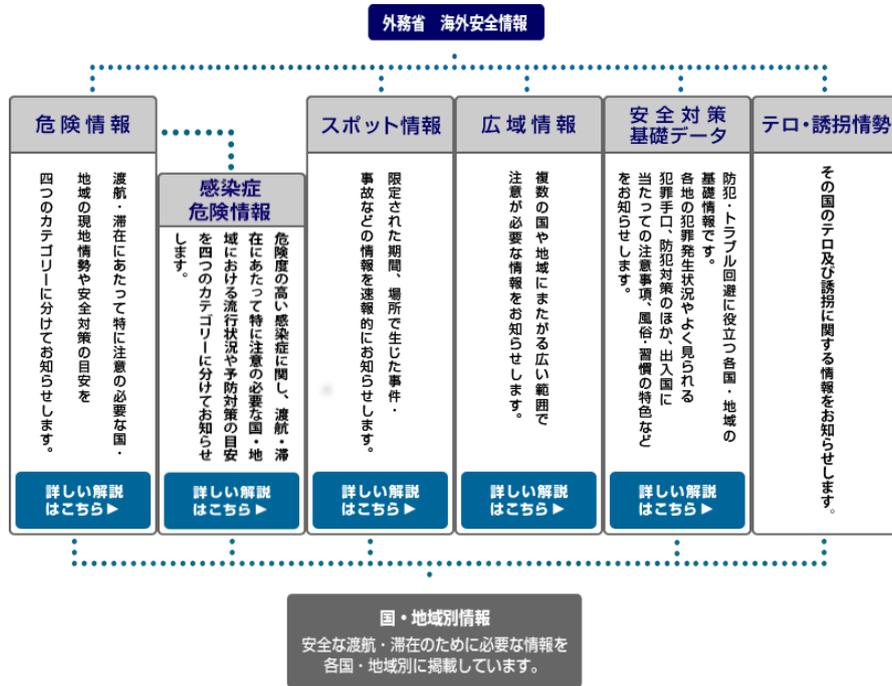
### (15) トラブルにおける韓国語

	韓国語	読み方
助けて！	살려주세요	サルリョジュセヨ
手伝ってください	도와주세요	トワジュセヨ
警察に電話してください	경찰에 전화해주세요	キヨンチャレ チョナヘジュセヨ
救急車を呼んでください	구급차를 불러주세요	クグッチャルル プルロジュセヨ
急いで	빨리빨리	パルリパルリ
急いでください	서둘러 주세요	ソドウルロ ジュセヨ
泥棒だ	도둑이야	トドウギヤ
パスポートを無くしました	여권을 잃어 버렸어요	ヨッコヌル イロボリョッソヨ

日本語	韓国語	読み方
日本語を話せる人はいますか	일본어 할 줄 아는 사람이 있어요	イルボノ ハルチュル アヌン サラミ イッソヨ
私の荷物がなくなりました	제 짐이 없어졌어요	チェ チミ オプソジョッソヨ
けが人がいます	다친 사람이 있어요	タチン サラミ イッソヨ
財布(旅券)をなくしました	지갑(여권)을 잃어버렸어요	チガプ(ヨックオン) イロボリョッソヨ
警察に連絡してください	경찰에 연락해 주세요	キヨンチャレ ヨルラクケ ジュセヨ
盗難証明書を作成してください	도난 증명서를 만들어 주세요	トナン チュンミョンソ マンドウロ ジュセヨ
病院へ連れて行ってください	병원에 데려가 주세요	ビョンウォネ デリョガ ジュセヨ
医者を呼んでください	의사를 불러 주세요	ウィサ プルロ ジュセヨ
気分が悪い(体調がよくない)です	몸이 아파요	モミ アッパヨ
熱があります	열이 있어요	ヨリ イッソヨ
ここが痛いです	여기가 아파요	ヨギガ アッパヨ
事故に遭いました	사고가 났어요	サゴガ ナッソヨ
診断書と領収書をください	진단서와 영수증을 주세요	チンダンソワ ヨンスジュン ジュセヨ

(16) 海外安全情報

海外安全情報は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要な場合に発出される情報です。最新の現地治安情勢を踏まえ、「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」、「安全対策基礎データ」、「テロ・誘拐情報」を発出しています。



危険情報の目安について

「危険情報」は、渡航・滞在中にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするものです。

危険情報では、対象地域ごとに下記4つのカテゴリーによる安全対策の目安が示されるほか、地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策などのきめ細かい情報を掲載しています。

「危険情報」は、その国・地域毎の治安情勢を総合的に判断した上で発出するものであり、あらゆる状況に適用されるような厳密な発出基準はありませんが、日本人の「生命・身体」に対する脅威を一つの重要なポイントとしており、中・長期的な観点から発出されます。

すなわち、ある国・地域において、日本人の「生命・身体」に危害を及ぼす事案が現実に存在し、それがある程度継続的に発生している場合、または、治安等の悪化により、日本人の安全にとり何らかの悪影響が及ぶ可能性がある場合には、その国・地域に対し「危険情報」を発出し、渡航・滞在者に注意を呼びかけることとしています。また、事態の重大性如何によっては、「危険情報」の中で「渡航の延期」や「退避勧告」を呼びかけることもあります。

「危険情報」の発出対象と安全対策

危険情報は、全ての在留邦人及び邦人渡航者を対象として発出していますが、危険情報のレベル別の分類及びその内容は、渡航先の国・地域の情勢について、また、安全対策や危険回避のための対策について、必ずしもいずれの面でも専門家ではない、一般的な日本人の個人渡航者を対象とすることを想定して構成されています。

危険情報において各国・地域をレベル別に分類しているのは、危険の度合いを概念的にわかりやすく区分するための工夫であり、必ずしもある国・地域における事件や事故の発生頻度が別の国・地域より高いといった統計的な比較に基づくものではありません。これは、海外滞在者や渡航者が想定すべき危険の種類が、政情不安、暴動、内戦、テロ、一般犯罪、自然災害といった、多岐

にわたりかつ危険の度合いも様々な要因に基づくものであるため、国・地域毎の単純な比較が出来ないためです。

また、滞在者・渡航者自身の安全対策に関する知見や能力も、対象となる国・地域毎に異なることが想定されます。さらに、安全対策のための知見や能力も限定的な個人渡航者と、最新情報や専門的知識に基づき組織的な安全対策を講じている旅行会社による企画旅行、さらには機関や企業による派遣事業との間でも、渡航すべきか否かの判断や、渡航する場合に取るべき安全対策の内容も異なってくるのが想定されます。

危険情報の活用に当たっては、この危険情報が上記の前提に基づいて構成されていることを念頭においてご利用ください。また、それぞれの国・地域における情勢については、危険情報のみならず、スポット情報、安全対策基礎データ、テロ・誘拐情勢、感染症危険情報等において可能な限り詳細に記述していますので、危険情報と併せて参照してください。

「危険情報」が発出されていない国・地域について

危険情報が発出されている国への渡航に当たっては、当然十分な安全対策が必要ですが、危険情報が発出されていない国や地域についても、危険情報が発出されている国・地域と比べれば比較的安全と評価されてはいるものの、その国・地域への渡航の危険がないことを意味するものではありません。

特に最近では、I S I L等のイスラム過激派組織又はこれらの主張に影響を受けているとみられるテロが先進国を含む世界各地で発生しています。

危険情報の他にも、「広域情報」や「スポット情報」として、突発的な事件・事故，テロの脅威、自然災害等に関する情報を掲載しておりますので、渡航先の国・地域の最新情報をご参照ください。

レベル1: 十分注意してください	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2: 不要不急の渡航は止めてください	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4: 退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください

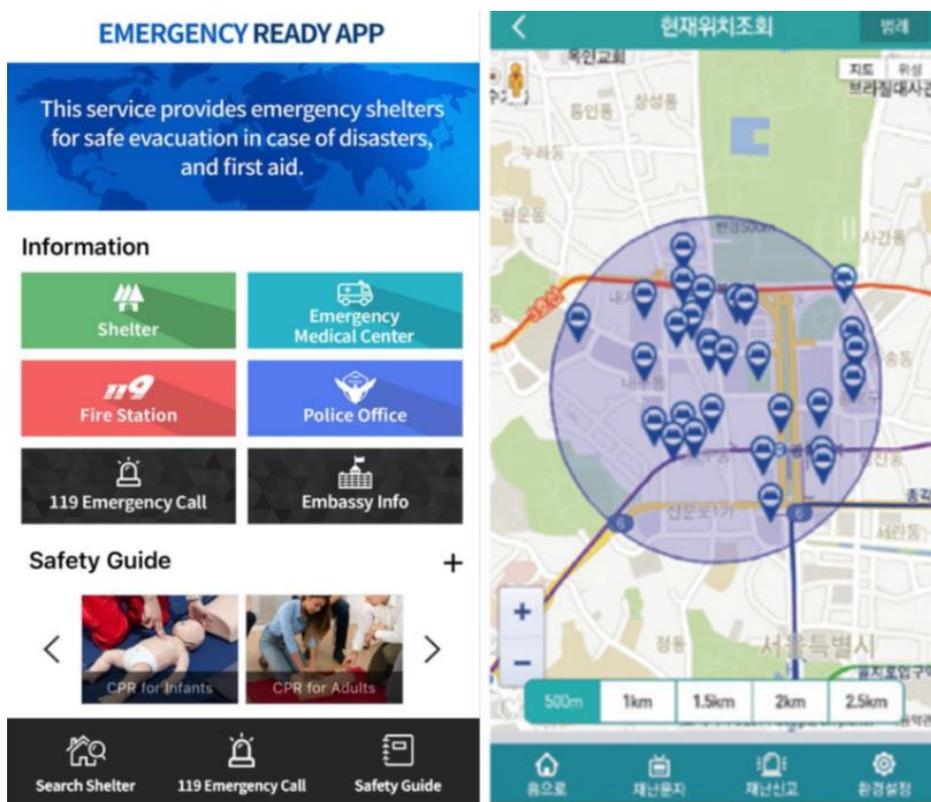
(17) 待避施設

韓国内における主な待避施設を紹介します。国民災難安全ポータル ([http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index\\_web.jsp](http://www.safekorea.go.kr/idsiSFK/index_web.jsp)) においても、韓国政府が指定する待避所の全てを検索することができます。

また、前述のアプリケーション(「EMERGENCY READY APP (英語版)」)を利用すると、スマートフォンで自身の所在地周辺の待避所を検索することもできます。



(参考：国民災難安全ポータル画面例)



(参考：アプリケーション画面例)

## 主要待避施設

韓国国民災難安全ポータル（[www.safekorea.go.kr](http://www.safekorea.go.kr)）で、韓国政府の指定する待避施設が検索できます。

(18) 緊急時に備えてのチェックリスト

① 旅券

- 旅券については、6か月以上の残存有効期間があることを常に確認しておいてください  
(6か月以下の場合には、在留先の在外公館にて旅券の切替発給を申請してください)。
- 旅券の最終ページの「緊急連絡先(EMERGENCY CONTACT INFORMATION)」も記載してください。
- 旅券とともに外国人登録証、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にするとともに、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておく必要があります。

② 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

緊急時には、旅券とともにすぐに持ち出せるよう保管してください。現金は家族が十分に生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておきましょう。

③ 自動車等の整備

- 自動車を保有されている方は、整備しておくようにしましょう
- 燃料は十分に入れておきましょう
- 車内には、懐中電灯や地図、簡易トイレ、ティッシュ等を備えておきましょう
- 自動車を保有していない方は、自動車を保有している人に、必要な場合に同乗できるよう相談しておきましょう

④ 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする状況に備え、上記①～③のほか、下記の携行品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。なお、退避時の航空機内への持ち込み制限を考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくようにしましょう。機種によっては、10kg程度にまとめておくことを求められる場合もあります。

また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背負えるバック等が良いでしょう。

- 衣類、着替え  
長袖・長ズボンが良い。動きやすく、華美でないもの。麻、綿等、吸湿性、耐暑性に富む素材がよいでしょう。また、地域や季節に応じ、防寒着や毛布類を持参するとよいでしょう。
- 履き物  
動きやすく、靴底の厚いもの
- 洗面用具  
タオル、歯磨きセット、石けんなど
- 非常用食料  
自宅待機になることも想定し、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルクなどの保存食及びミネラルウォーター等、家族が十分に生活できる量を準備しておきましょう。一時避難のため、他の場所へ移動する際には、3日分以上を携行するようにしましょう。
- 医薬品  
家庭用常備薬のほか、常用する薬(必要に応じて医師の薬剤証明書等)、救急キット(外傷薬、消毒薬、衛生面、包帯、絆創膏など)、マスクなど
- ラジオ  
FM放送やNHK国際放送を通じ、安全情報を提供する場合があります。FM放送が受信でき、NHK海外放送(ラジオ・ジャパン)、BBCやVOA(ボイス・オブ・アメリカ)等の短波放送が受信できる電池使用のラジオ受信機がよいでしょう。予備電池も忘れないようにしましょう。

- その他  
懐中電灯、予備バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾など
- ペット  
緊急事態が発生した際、ペットとともに退避することは、退避先での手続きや、航空機等への搭乗における制約等から、困難となることがあります。ペットがいる方は、公共輸送機関が動いている間に、早めに退避するか、現地の方に託すなどするようにしましょう。

### (19) 国民行動要領

韓国政府においては、「外国人のための非常時避難マニュアル」や「非常時国民行動要領」等が公表されており、主なものを紹介します。

#### 知っておくべき情報

- ① 状況把握及び連絡の維持
  - デマや偽情報に動揺せず、韓国政府の放送（テレビ、ラジオ）を聴取し、案内にしたがって行動すること
  - 大使館や招聘者、雇用主、知人等と定期的に連絡し、状況を正確に判断すること
  - 旅行、ショッピング、公演観覧など、外部での活動をできるだけ控え、居住地や勤務先等を中心に生活すること
- ② 帰国または滞在の決定
  - 非常時、本人が所属している企業、学校、招聘団体等と相談し、大使館の案内により滞在または帰国を決定すること
  - 帰国時、大使館、韓国政府から案内する空港や港湾を利用すること
  - 滞在する場合、外国人登録をしていない者は大韓民国出入国管理事務所にて在留申告をすること
- ③ 非常時の待避所
  - 大韓民国政府は非常時に備え、全国に約 24,000 か所の待避所を設置（地下鉄駅、地下駐車場、大規模な建物、地下室など、待避所の表示がなされた地下施設）
  - 平常時に家族や企業の同僚等とともに、家・職場付近の最寄りの待避所及び移動経路を確認すること
  - 家族には、待避所の位置、移動経路等を記した略図をあらかじめ作成し、定期的に教育すること
- ④ 非常時の警報
  - 韓国政府は緊急事態を迅速に伝達するため、全国規模の警報システムを運営（※「民防衛警報の信号」を参照）
  - 警戒警報発令時の行動要領：退避準備
    - 外出中：企業等の非常退避担当者、学校、民防衛隊員の案内により退避を準備
    - 家庭：爆発・火災のおそれがあるガスの元栓を閉め、コンセントを抜き、食料や飲料、医薬品等の非常用物資の準備・確認
  - 空襲警報発令時の行動要領：待避所へ迅速に退避
    - 外出中：車両は道路の右側または空いたスペースに停車させ、速やかに最寄りの待避所へ移動する
    - 家庭：お年寄りや子ども、体の不自由な人をまず退避させ、準備した非常退避物資をもって速やかに最寄りの待避所へ移動する

※ 夜間、光が外に漏れないよう全て消灯するか、カーテン等で遮蔽すること

⑤ 韓国政府への協力

- 民防衛の表示がなされた帽子、上着（黄色）を着用した民防衛隊員の案内・指示に最大限協力すること
- 通信網が麻痺しないよう、不要不急の電話の使用を控え、簡単な連絡は SMS（ショートメッセージサービス）を利用すること
- 負傷者や爆発物を発見した際、消防（119）、警察（112）に通報し、韓国政府の被害復旧作業に協力すること

状況別の行動要領

① 砲撃・空襲時の行動要領

- 落ち着いて速やかに避難
  - 高層ビルやアパートではエレベーターを利用せず、非常階段を利用して待避所へ迅速に避難（火災、砲撃などにより、エレベーターが停止し、閉じ込められる恐れがある）
  - 車両は道路の右側または空いたスペース（鍵はさしたままとする）に停車させ、速やかに最寄りの待避所へ移動する
  - 外出中、待避所への移動が困難な場合、溝、くぼみ、遮へい物等にできるだけうつぶせの状態で見え隠れ（砲撃が止んでいる間に最寄りの待避所へ移動する）
- 破片や火災に注意
  - 爆発によるガラス片や煉瓦残骸などの破片、大型家具及び家電製品の倒壊に注意すること
  - 火災により発生した有毒ガス等による被害をうけないよう、マスク、ハンカチなどで口と鼻をおおい、できるだけ低い姿勢で移動すること
  - 服に火がついた場合も慌てず、両手で目と口をふさぎ、床に転がって火を消すこと
- 建物の残骸等に閉じ込められても冷静に
  - 無理に抜け出そうとせず、できるだけ楽な姿勢を維持し、救助を待つこと
  - 携帯電話による発信や近くにある配管、残骸等をたたいて音を出すなど、周期的に救助信号を出すこと
  - ガス漏れによる爆発のおそれがあることから、マッチやライターなどを使わないこと

② 化学兵器による攻撃時の行動要領

- 化学兵器攻撃時にみられる現象や症状
  - 鳥、魚等が病気にかかったり、へい死する
  - 人体には目の痛み、呼吸困難、体のけいれん、皮膚が赤くなるなどの症状
  - このような現象がみられれば、防毒マスクやマスク、ハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおおい、迅速に避難する
- 地形や風向を考慮して避難
  - 化学ガスは空気より重い性質があり、できるだけ高いところや高い建物の室内へ避難
  - 室内では外部の空気が入らないよう、出入口、窓、換気扇は接着テープなどで防ぐ
  - 室内でエアコン、空気清浄機の使用は、外部の空気が流入し、かえって危険となるため使用しない
  - 汚染地域から風が吹いてくる場合、左右の方向へ、風が汚染地域へ吹く場合は風上方向へ移動する
- 汚染物質の迅速な除去及び専門医による治療
  - 汚染物質や患者と接触せず、位置や症状などを記録し、消防（119）や民防衛隊員に通報する
  - 汚染物質があるところで露出した体の部位は、石けん、洗剤等を利用し、水で15分以上洗い流し、汚染された服はビニール袋やプラスチック容器に密封すること
  - 病院や応急診療所で専門医の診断と治療を受けること

③ 生物兵器による攻撃時の行動要領

- 生物兵器による攻撃時にみられる現象と症状
  - はっきりした原因がないまま動物や家畜が集団でへい死する
  - 多くの人が高熱、嘔吐、腹痛等の症状
- 汚染された物質や患者と接触禁止
  - 汚染された物質や患者と接触せず、位置、症状等を記録し、消防（119）、民防衛隊員に通報する
  - マスク、ハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおおい、汚染地域からできる限り遠くへ速やかに避難
  - 避難後、安全な地域の病院、応急診療所で感染していないか確認し、予防接種等を受ける
- 衛生管理の徹底
  - 食料と飲料水は15分以上沸かし、体と生活空間の衛生環境を維持する
  - ペットに伝染するおそれもあり、感染していないか確認し、管理を徹底する
  - 韓国政府の案内及び最新情報を確認し、二次感染等を予防する
- 生物兵器で汚染された疑いのある郵便物の処理
  - 生物兵器に汚染された疑いのある郵便物が届いた場合、開封せず隔離されたところに保管し、消防（119）民防衛隊員に通報する
  - 周辺にいる人を迅速に他の空間へ隔離した後、人的事項を記録し、韓国政府関係者に伝達する
  - 疑いのある粉末が漏れた場合、服やビニール等でおおい、粉末が拡散しないようにする

④ 核兵器による攻撃時の行動要領

- 核兵器が爆発した際の威力
  - 強い閃光と、3,000～4,000度の高熱が放射され、やけどや火災が発生する
  - 爆発による衝撃、爆風による建物の崩壊、ガス等の爆発など
  - 放射能に汚染されたほこりや破片など、広範囲に拡散
  - 電磁波により、コンピューター、通信機器等の電子機器の麻痺
- 核兵器による攻撃の前に地下待避所へ移動
  - 核兵器による攻撃の警報が伝達された場合、速やかに地下の待避所または地下施設（地下鉄駅、地下室など）深いところへ避難
  - 避難する時間的余裕が無い場合、排水路、溝等にできるだけ体を低くして避難する
- 核兵器による攻撃時には、できる限り迅速に隠れる
  - 核爆発による閃光を感じた場合、爆発とは反対の方向にうつぶせになり、両手で目と耳をふさぎ、口を開くこと
  - 核爆発後に出てくる放射能への露出を最小限にし、鉛やコンクリート壁などの建物内へ避難する
- 核兵器による攻撃後、放射性降下物に注意
  - 放射能は光、におい、味がなく五感による探知ができない
  - 韓国政府の案内にしたがい、放射能降下物地域から避難し、避難する時間的余裕が無い場合、地下の深い場所へ避難する
  - 食料、飲料水等はビニール袋、ラップ、プラスチック容器に密閉して保管する
  - 避難時、ビニール、雨着、傘等で体を隠し、体の露出を最小限にする

備蓄物資

この「外国人のための非常時避難マニュアル」においては、備蓄物資として以下のものが紹介されています。

- ① 食料：缶詰、プラスチック容器などで包装され、調理が簡単なもの
- ② 水：1人あたり1日2リットル
- ③ 炊事用具：コッヘル、バーナー、ガス缶

- ④ 救急薬品及び治療セット、病院の場合は処方箋
- ⑤ ラジオ（電池式）及び予備電池
- ⑥ 懐中電灯、ろうそく、ライター、マッチ
- ⑦ 寝袋や毛布、厚手の服と肌着、丈夫な靴
- ⑧ マスク、ゴム手袋、長靴、雨着、ガムテープ、石けん
- ⑨ ティッシュ等の衛生用品
- ⑩ 現金、重要書類

民防衛警報の信号

区分		民防空警報				災難警報		
		警戒警報	空襲警報	化生放 警報	警報 解除	災難 警戒	災難危険警報	警報 解除
公衆波	ラジオ	サイレン+音声放送	サイレン+音声放送	音声 放送	音声 放送	音声 放送	サイレン+音声放送	音声 放送
	TV DMB CBS	文字放送						
端末施設	警報 端末 (サイレン)	サイレン平坦音 (1分) 	サイレン+音声放送  (5秒上昇音 3秒下降音) 反復22回	音声 放送		音声 放送	サイレン+音声放送 波状音(3分)  (2秒上昇音, 2秒下降音) 反復45回	
	屋内・外放送施設 (声器等)	音声放送(反復)						

各警報

警戒警報：CBR（化学、生物、放射性物質）兵器を含む敵の航空機誘導弾または地上・海上戦力による攻撃が予想される場合に発令

空襲警報：CBR兵器を含む敵の航空機誘導弾や地上・海上戦力による攻撃が切迫しているか進行中である場合に発令

化生放警報：化生放はNBC（化学兵器、生物兵器、核兵器）の意味。敵のCBR溶剤がばらまかれたり、ばらまかれたことが探知された場合、またはCBR兵器の攻撃により汚染が予想されたり、攻撃が確認された場合に発令

警報解除：CBR兵器を含む敵の航空機誘導弾または地上・海上戦力による攻撃の徴候が消滅したり、さらなる攻撃が予想されない場合に発令

D M B：Digital Multimedia Broadcasting 放送事業者のチャンネルを利用し、伝えられるデータ情報（文字または音声）を受信できるようにされた放送システム

C B S：Cell Broadcasting Service（緊急災難文字）携帯電話に特定の受信IDを入力し、基地局から伝送されるデータ情報（文字）を受信できるようにされた移動通信システムを応用したサービス

(20) 韓国気象庁が発表する警報・注意報

種類	注意報	警報
強風	陸上で風速 14m/s 以上または、瞬間風速 20m/s 以上が予想される時。ただし、山地は風速 17m/s 以上または、瞬間風速 25m/s 以上が予想される時	陸上で風速 21m/s 以上または、瞬間風速 26m/s 以上が予想される時。ただし、山地は風速 24m/s 以上または、瞬間風速 30m/s 以上が予想される時
風浪	海上で風速 14m/s 以上が3時間以上持続し、もしくは有意波高が3m 以上が予想される時	海上で風速 21m/s 以上が3時間以上持続し、もしくは有意波高が5m 以上が予想される時
豪雨	6時間の降雨量が70mm 以上、もしくは12時間の降雨量が110mm 以上予想される時	6時間の降雨量が110mm 以上予想、もしくは12時間の降雨量が180mm 以上予想される時
大雪	24時間の新積雪が5cm 以上予想される時	24時間の新積雪が20cm 以上予想される時。ただし、山地は24時間の新積雪が30cm 以上予想される時。
乾燥	実効湿度 35%以下が2日以上続くことが予想される時	実効湿度 25%以下が2日以上続くことが予想される時
暴風津波	天文潮、暴風、低気圧などの複合的な影響で海水面が上昇して発効基準値以上が予想される時。ただし、発効基準値は地域別で別途指定	天文潮、暴風、低気圧などの複合的な影響で海水面が上昇して発効基準値以上が予想される時。ただし、発効基準値は地域別で別途指定
地震津波	韓半島の周辺海域(21N~45N, 110E~145E)などで規模7.0以上の海底地震が発生して韓国の海岸に津波高0.5~1.0m未満の地震津波の来襲が予想される時	韓半島の周辺海域(21N~45N, 110E~145E)などで規模7.0以上の海底地震が発生して韓国の海岸に津波波高1.0m以上の地震津波の来襲が予想される時
寒波	10月~4月に次の中一つに該当する場合 ①朝の最低気温が前日より10℃以上下降して3℃以下で平年値より3℃が低いと予想される時 ②朝の最低気温が-12℃以下が2日以上持続することが予想される時 ③急激な低温現象で重大な被害が予想される時	10月~4月に次の中一つに該当する場合 ①朝の最低気温が前日より15℃以上下降して3℃以下で平年値より3℃が低いと予想される時 ②朝の最低気温が-15℃以下が2日以上持続することが予想される時 ③急激な低温現象で広範囲な地域で重大な被害が予想される時
台風	台風によって強風、風浪、豪雨、暴風津波の現象などが注意報基準に到達すると予想される時	台風によって次の中どれか一つに該当する場合 ①強風(または、風浪)警報基準に到達すると予想される時 ②総降雨量が200mm 以上予想される時 ③嵐津波警報基準に到達すると予想される時
黄砂		黄砂によって1時間の平均微細粉塵(PM10)濃度800 $\mu$ g/立方m 以上が2時間以上持続すると予想される時
猛暑	6月~9月に一日の最高気温が33℃以上である状態が2日以上持続すると予想される時	6月~9月に一日の日最高気温が35℃以上である状態が2日以上持続すると予想される時

(出処：韓国気象庁 HP)

【自分の情報】

氏名(アルファベット)		
生年月日	年	月 日
血液型	型(RH )	
住所		
自宅電話番号	( )	
携帯電話番号	( )	
学校・勤務先	( )	
緊急連絡先	( )	
旅券番号	外国人登録番号	
アレルギー・持病		
服用している薬		

【家族の情報】

氏名(アルファベット)		
生年月日	年	月 日
血液型	型(RH )	
携帯電話番号	( )	
学校・勤務先	( )	
旅券番号	外国人登録番号	

氏名(アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型(RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号

氏名(アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型(RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号

氏名(アルファベット)	
生年月日	年 月 日
血液型	型(RH )
携帯電話番号	( )
学校・勤務先	( )
旅券番号	外国人登録番号





